

Ⅱ 子どもの保健

1. 妊娠届出・母子健康手帳交付

根拠法令等	母子保健法第 15 条、第 16 条
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・妊娠 11 週以下での妊娠届け出の割合 91.4% → 95.0% ・妊娠中飲酒していた母親の割合 5.0% → 0% ・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 12.4% → 0% ・妊娠中に喫煙していた母親の割合 2.4% → 0% ・妊娠・出産について満足している人の割合（新たな目標項目）81.1% → 86.0%

《目 的》

母子保健法第 15 条に基づき提出された妊娠届出により、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくため、同法第 16 条による母子健康手帳を交付する。

《内 容》

- ・妊娠届出書の受理。
- ・母子健康手帳、副読本、及び妊産婦・乳児一般健康診査受診票、新生児聴覚スクリーニング検査受診票、産婦健康診査受診票を交付。母子保健や子育て支援サービスのチラシ等の配布。
- ・妊婦との面談後、国の出産応援給付金の案内。
- ・届出・交付場所は、健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター、志津北部地域子育て世代包括支援センター（以下志津北部子育て包括）、市役所こども保育課内の 5 か所。
- ・外国人妊婦への対応が円滑に行えるよう、外国語版母子健康手帳の交付や多言語音声翻訳機を備えている。

《実 績》

①過去 5 年間妊娠週数別届出数									(件)
年度	妊娠届出数	初妊婦数 (割合%)	届出時の妊娠週数						(再掲) ぴったり サービス 届出数
			～11 週 (割合%)	12～19 週	20～27 週	28 週以上	産後	週数不詳	
令和元年度	861	373 (43.3%)	771 (89.5%)	76	10	3	1	0	
令和2年度	864	434 (50.2%)	797 (92.2%)	56	7	4	0	0	
令和3年度	782	339 (43.4%)	731 (93.5%)	44	4	2	1	0	
令和4年度	757	337 (44.5%)	692 (91.4%)	51	6	6	2	0	30
令和5年度	733	352 (48.0%)	677 (92.4%)	47	5	4	0	0	138

②交付場所別・妊婦の居住地区別届出数

(件)

母子健康手帳交付場所	対象者数	割合 (%)	妊婦の居住地区						
			佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田
健康管理センター	112	15.3	13	72	5	8	0	0	14
西部保健センター	165	22.5	0	2	161	1	0	0	1
南部保健センター	49	6.7	1	0	0	43	4	1	0
志津北部包括	133	18.2	0	9	122	1	0	0	1
こども保育課内	273	37.3	94	29	29	95	1	2	23
合計	732	100	108	112	317	148	5	3	39

※令和5年度：ぴったりサービスによる妊娠届出後、母子健康手帳交付前に流産1件あり。

母子健康手帳交付数は744冊（双胎妊娠12組）

③保健師・助産師による面接実施状況

	件数	面接実施件数	面接実施率	要支援者数	要支援率
妊娠届出	733	731	99.7%	179	24.5%
転入時別冊交換（妊婦）	67	67	100%	14	20.9%
合計	800	798	99.8%	193	24.2%

要支援者地区別内訳：佐倉地区 32人、臼井地区 30人、志津地区 74人、根郷地区 47人、
和田地区 2人、弥富地区 1人、千代田地区 7人

※悪阻等の理由で当日妊婦本人と面接が出来なかった場合には、代理人申請で母子健康手帳を交付し、
後日、妊婦に対して訪問や保健センターでの面接を実施している。

※面接未実施の理由として、ぴったりサービスで妊娠届出申請後に流産や代理人申請後転出などが挙げられる。

④母子健康手帳再交付数、妊婦・乳児一般健康診査受診票交付数

(件)

	件数	理由			
		汚損	紛失	多胎	その他
母子健康手帳再交付	43	2	12	0	29
妊婦・乳児一般健康診査受診票交付	113	94	17	1	1

※再交付のうち「その他」の理由は、外国からの転入等によるものを含む。

⑤妊婦本人の喫煙状況（人）

状況	人数	割合 (%)
吸っていない	711	88.9
現在吸っている	10	1.2
妊娠中のため止めた	79	9.9

⑥家族の喫煙状況（人）

状況	人数	割合 (%)
家族に喫煙者はいない	577	72.1
夫・パートナー	193	24.2
妊婦の父母	23	2.9
夫の父母	1	0.1
兄弟姉妹	1	0.1
その他	5	0.6

⑦妊婦本人の飲酒状況（人）

状況	人数	割合 (%)
飲んでいない	448	56.0
妊娠中のため止めた	349	43.5
現在飲んでいる	3	0.5

⑧特定妊婦把握状況

※ 特定妊婦の定義：児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項

「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とする。

【特定妊婦の状況】 特定妊婦 14 件

こども家庭課（家庭児童相談室）と妊娠中に支援を行った件数 26 件

理由内訳（重複あり）10 代妊娠 2 件、精神疾患既往歴有 8 件、被虐待妊婦（DV 歴含む）10 件、
経済困窮 8 件、シングルマザー 7 件、ステップファミリー 1 件

《考 察》

市内 5 か所の子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届出時に妊婦の全数面接を目標に、妊婦が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠期における過ごし方、出産・子育て支援サービス等の情報提供、地区担当保健師の紹介などを行っている。

届出方法の一つとして令和4年度から開始したマイナポータルを利用したオンライン申請（びったりサービス）は、令和5年度は4倍以上に増えており、身近な申請方法として受け入れられた様子である。

届出週数については、妊娠 11 週以下での妊娠届出の割合は 92.4%と、依然目標値には達していないが 90%以上を維持しており、妊娠届出時の面接についてもほぼ全数の妊婦が受けることができた。

面接後には妊婦との面接内容をふまえ、例年 2 割程度が継続して支援が必要な要支援者と判断される。その際には、地区担当保健師が産前・産後支援計画を作成し、関係機関と連携をとりながら産後 6 か月を経過するまで支援をしている。

また、令和4年度から出産・子育て応援事業を開始し、伴走型相談支援の一環として、妊娠届出時に妊婦との面談を行い、面談後に申請書を配付している。

今後も、早期の届出及び面接を通して安全に妊娠期のスタートをきり、必要時支援を受けながら安心して妊娠・出産・育児ができるように切れ目のない支援に取り組んでいきたい。

2. 妊婦・乳児一般健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条 佐倉市妊産婦及び乳児健康診査費並びに新生児聴覚スクリーニング検査費助成事業の実施に関する規則	
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・妊娠11週以下での妊娠届け出の割合 ・かかりつけの小児科医を持つ人の増加	91.4% → 95.0% 92.6% → 100%

《目 的》

母子保健法第13条に基づき、妊産婦又は乳児に対して健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見し適切な指導を行い、妊産婦及び乳児の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 佐倉市に住所を有する妊婦及び乳児
- ②実施方法 健康診査業務については医療機関（助産所含む）に委託
受診者は、妊娠届出時に発行している母子健康手帳別冊にとじ込みの受診票を、医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。
委託ができない医療機関の場合、償還払いで助成する。

③健診種類及び検査内容

ア. 妊婦一般健康診査

期 間	妊娠初期～23 週	妊娠 24～35 週	妊娠 36 週～出産
健診回数	4 回	6 回	4 回
受診間隔	4 週間に 1 回	2 週間に 1 回	1 週間に 1 回
毎回共通の検査項目	基本的な妊婦健康診査 （診察・計測・血圧・尿化学検査・保健指導）		
必要に応じて行う医学的検査	<初期に1回> 血液検査（血液型・血糖検査・貧血検査・B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査・HIV抗体検査、梅毒血清検査、風疹ウイルス抗体検査）、子宮頸部がん検診 <期間内に2回> 超音波検査	<期間内に1回> 血液検査（貧血・血糖・HTLV-1抗体検査）、クラミジア検査、B群溶血性レンサ球菌検査、超音波検査	<期間内に1回> 血液検査（貧血）、超音波検査

イ. 乳児一般健康診査（1回目：3～6か月、2回目：9～11か月）

基本的な乳児健康診査（問診、診察、身体計測）

- ④周知方法 ア. 妊娠届出書提出時に受診票をとじ込んだ「母子健康手帳別冊」を配布
イ. 母子健康手帳交付時配布のリーフレットに掲載
ウ. 市ホームページ、健康カレンダーに掲載
エ. 乳児相談・もぐもぐ教室の案内にリーフレット同封

《実 績》

① 妊婦一般健康診査受診状況

発券枚数：妊娠届出数×14（回分）

年度	対象者数(人) (妊娠届出数)	発券枚数(枚)	利用枚数(枚)	利用率(%)	平均利用枚数 (枚)
令和元年度	861	12,054	10,439（償還分179含む）	86.6	12.1
令和2年度	864	12,096	9,801（償還分204含む）	81.0	11.3
令和3年度	782	10,948	9,940（償還分195含む）	90.8	12.7
令和4年度	757	10,598	9,072（償還分172含む）	85.6	12.0
令和5年度	733	10,262	8,731（償還分220含む）	85.1	11.9

② 乳児一般健康診査受診状況

年度	乳児一般健康診 査（2回分） 利用枚数（枚）	3～6か月児			9～11か月児		
		対象者数 (人)	利用枚数 (枚)	利 用 率 (%)	対象者数 (人)	利用枚数 (枚)	利 用 率 (%)
平成30年度	1,836 (償還分3含む)	961	939	97.7	961	897	93.3
令和元年度	1,673	898	877	97.7	898	796	88.6
令和2年度	1,461 (償還分2含む)	786	724	92.1	786	737	93.8
令和3年度	1,422 (償還分1含む)	842	755	89.7	842	667	79.2
令和4年度	1,433 (償還分1含む)	775	712	91.9	865	721	83.4
令和5年度	1,347 (償還分1含む)	734	689	93.9	804	658	81.8

※令和3年度までの対象者数は出生数、利用率は利用枚数/対象者数（出生数）

※令和4年度以降の対象数：3～6か月児は3か月児、9～11か月児は9か月児

《考 察》

妊婦・乳児一般健康診査の受診票は原則として千葉県の実医療機関に限り利用するものとなっていることから、県外の里帰り先などで受診を希望する方には、随時、受診を希望する医療機関と市が個別契約し、利便性の向上に努めている。個別契約ができない医療機関を受診した方については、償還払いとして健診に係る費用を助成している。

妊婦一般健康診査は、厚生労働省通知「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」に沿って受診した場合の受診回数として14回分の健診費用の助成を行っている。ただし、妊娠の届出が遅かったり、出産予定日より早く生まれたりすると、14回すべての受診票を使わないことが多いため、受診率を100%にすることは難しい。すべての妊婦が適正に妊婦健診を受けることができるよう、今後も妊婦健診の必要性について妊娠届出時やホームページ等で啓発していきたい。

乳児一般健康診査について、昨年度から、より実態に近い利用率を出せるように対象者の考え方を変更した。昨年度より、9～11か月が減少しているため、今後も引き続き母子事業等で受診勧奨していきたい。

3. マタニティクラス・パパママクラス

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・積極的に育児をしている父親の割合（新たな目標項目） 61.1% → 66.0%
	・市または病院のマタニティクラスを受講した人の割合 78.3% → 増加
	・妊娠中の飲酒の割合 5.0% → 0%
	・妊娠中の喫煙の割合 2.4% → 0%
	・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 12.4% → 0%
	・妊娠・出産について満足している人の割合（新たな目標項目） 81.1% → 86.0%

《目 的》

妊娠・出産・育児について体験学習を通して正しい知識を学び、健全な母性と児の育成を図る。
妊婦同士の交流を図りながら、地域における子育ての仲間づくりを支援する。また、父親となる者に、妊婦の体の変化や育児協力の大切さを伝えることにより、夫婦協働の必要性の認識を促す。

(1) マタニティクラス

《内 容》

- ① 対 象 佐倉市に在住する妊婦とその夫（内縁を含む） 各回定員 18 人（初妊婦優先）
- ② 実施会場 健康管理センター（3 回）、西部保健センター（3 回）
- ③ 周知方法 案内文を妊娠届出時に配布、健康カレンダー・ホームページ掲載
- ④ カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション	保健師	9:00～11:30
2. 講義「妊娠中・授乳中の栄養」	栄養士	
3. 講義「妊娠中のお口の健康」	歯科衛生士	
4. 講義「妊娠中の身体の変化や過ごし方」	助産師	
5. 講義「佐倉市からのお知らせ」、グループワーク	保健師	
6. 個別相談/妊婦ジャケット体験（希望の方・必要な方）	保健師・栄養士	

《実 績》

① 受講状況

年度	回数	対象者数	受講者			受講者合計
			妊婦	割合（%）	夫・パートナー	
令和元年度	6	373	56	15.0		56
令和2年度	3	434	23	5.3		23
令和3年度	6	339	64	18.9		64
令和4年度	6	337	50	14.8		50
令和5年度	6	405	68	16.8	40	108

※対象者数：当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦

② 地区別受講状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	千代田	和田	弥富	合計
	72	55	171	87	17	2	1	405
受講者数(人)	8	12	30	16	2	0	0	68
受講率(%)	11.1	21.8	17.5	18.4	11.8	0.0	0.0	16.8

※対象者数：当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦

③ 妊婦の喫煙状況

(人・割合)

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	計
0 (0.0%)	2 (2.9%)	62 (91.2%)	4 (5.9%)	68

④ 受講した夫（パートナー）の喫煙状況

(人・割合)

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	計
5 (12.5%)	0 (0.0%)	31 (77.5%)	4 (10.0%)	40

⑤ 参加妊婦の飲酒状況

(人・割合)

飲酒している	飲酒していない	無回答	計
0 (0.0%)	66 (97.1%)	2 (2.9%)	68 (100%)

⑥ 相談件数（分類は地域保健・健康増進事業報告を引用）

(人)

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	歯科	その他	合計
相談者数(人)	10	0	0	0	0	11	21

【主な相談内容】体重管理、初めての出産育児への不安、産後の支援など

⑧ 動画配信（オンデマンド）

内容	妊娠中について 妊娠中の体重管理 栄養バランス 主食・主菜・副菜の栄養バランス	気を付けてとりたい栄養素 食生活で気を付けたいこと 授乳中の栄養
視聴回数	124回（令和5年4月1日～令和6年3月31日）	

《考 察》

マタニティクラス受講率は、前年度より2.0ポイント増加した。今年度から、対象者を妊婦とその夫へ拡大したことや、パパママクラスとの同日開催日を設定したこと等が影響していると考えられる。

また、参加者の約6割が夫婦で参加しており、夫の出産・育児に関する関心の高さが伺えた。夫同士が交流する時間を設けたことで、不安を共有できた等の感想が聞かれた。

次年度も、父親となる方への支援を含めたカリキュラムの検討を行い、満足度の高い内容となるよう検討していきたい。

(2) パパママクラス

《内 容》

- ① 対 象 佐倉市に在住する妊婦とその夫（内縁も含む） 各回定員 18 組（初妊婦優先）
- ② 実施会場 健康管理センター（6 回）、西部保健センター（5 回）
- ③ 周知方法 案内文を妊娠届出時に配布、健康カレンダー・ホームページに掲載
- ④ カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション	保健師	13:00～16:30
2. 講義「産後のママの健康と生活」「赤ちゃんとの生活」	助産師	
3. 夫婦で話し合う「 ^{まるまる} 家作戦会議」	保健師	
4. 沐浴実習、妊婦ジャケット着用体験、グループワーク	助産師・保健師	
5. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・助産師	

《実 績》

① 受講状況 (人)

年度	回数	対象者数	受講者				受講者 合計
			妊婦 (うち経産婦)	割合 (%)	夫・パートナー (うち単独)	そ の 他 の家族	
令和元年度	8 回	373	142 (4)	38.1	141 (2)	1	284
令和2年度	12 回	434	93 (2)	21.4	92 (0)	0	185
令和3年度	18 回	339	121 (2)	35.7	120 (1)	0	241
令和4年度	10 回	337	134 (3)	39.8	132 (1)	0	266
令和5年度	11 回	405	147 (0)	36.3	143 (0)	1	291

※対象者数は当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦の数

② 地区別受講状況 (対象者数に対して)

	佐倉	臼井	志津	根郷	千代田	和田	弥富	合計
対象者数 (人)	72	55	171	87	17	2	1	405
受講者数 (人)	26	20	67	26	8	0	0	147
受講率 (%)	36.1	36.4	39.2	29.9	47.1	0	0	36.3

※対象者数：当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦

※受講者数：パパママクラスを受講した家族のうち妊婦または夫のいずれか

③ 妊婦の喫煙状況 (人)

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	合計
0 (0%)	1 (0.7%)	144 (98.0%)	2 (1.4%)	147

④ 受講した夫（パートナー）の喫煙状況 （人）

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	合計
22 (15.4%)	5 (3.5%)	111 (77.6%)	5 (3.5%)	143

⑤ 参加妊婦の飲酒状況 （人）

飲酒している	飲酒していない	無回答	合計
0 (0.0%)	145 (98.6%)	2 (1.4%)	147

⑥ 相談件数 （分類は地域保健・健康増進事業報告を引用） （人）

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	その他	合計
相談者数	0	0	0	0	17	17

⑦ 動画配信（オンデマンド）

内容	産後について、赤ちゃんの特徴、沐浴
視聴回数	194回（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

《考 察》

パパママクラスの受講率は3.5ポイント低下したが、妊婦の受講者数は13人増加した。

今年度から出産後の赤ちゃんとの生活がイメージできるように1日の生活リズムの具体例を示す内容や、父親の育児参加に関する動画（パートナーと一緒に：公益社団法人 日本産婦人科医会作成）を追加している。参加した夫からは「夫婦で協力して育児をしていくことの大切さを感じた。」「ワークライフバランスを考えるきっかけになり、産後のイメージをふくらませることができた。」と言った感想があり、父親の積極的な育児参加につながっていくと考える。引き続き夫婦協働の必要性の認識や、父親の育児参加を促す内容を継続していく。また、病院での両親学級を受講する方もおり、病院での講義内容との差別化についても検討していく。

4. 産前・産後サポート事業

根拠法令等	母子保健法第9条、10条 佐倉市多胎妊産婦等サポーター事業実施要綱
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・近所に育児について話し合える友人のいる保護者の割合 65.8% → 84.0% ・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

《目 的》

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」又は助産師等の専門家等による相談支援等を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ることを目的とする。

（1）多胎家庭交流会

beans room（ビーンズ・ルーム）

《内 容》

- ① 対 象 者：3歳未満の多胎児をもつ保護者とその子ども・多胎妊婦とその家族
- ② 方 法：対面で開催
- ③ 内 容：交流
- ④ 周知方法：佐倉市ホームページ・佐倉市公式LINE・対象者に案内送付

《実 績》

参加人数（延）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	11回		2回	2回	4回
参加人数	98人		4人	13人	84人

※令和3年度はオンラインでの開催のため、保護者のみの参加人数となっている。

令和4年度以降は対面で開催のため、保護者及び子どもの参加者を含んでいる。

《考 察》

多胎家庭が抱える悩みや孤立感等の解消を目的に、市内保健センターで交流会を開催している。これまでは新型コロナウイルス感染症の影響もあり、開催方法の変更や開催回数の減少等があったが、令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したこともあり、開催回数を増やしている。通常どおりの開催にしてからは参加人数が増えており、対面での交流機会の需要が高いことがわかる。

交流会では、参加者同士で育児の悩みごとの共有や実際に使ってよかった育児グッズ等の情報交換を行っている。また、子どもの身体計測や保健師等の専門職へ相談を行うこともでき、多胎家庭の不

安負担等の軽減につなげることができている。今後も、多胎家庭が安心して育児ができるよう、継続的に交流会を開催していきたい。

(2) 多胎妊産婦等サポーター事業

《内 容》

- ①対象者：本市に住所を有する多胎妊産婦又はおおむね2歳以下の多胎児を養育する世帯
- ②事業委託先：市内1団体
- ③実施内容：対象となる家庭にサポーターを派遣し、以下の支援を行う。
 - (ア) 対象者の養育状況の調査及び支援計画の立案
 - (イ) 子育てに関する不安、悩み等の傾聴
 - (ウ) 子育てに関する情報提供
 - (エ) 母子保健事業、予防接種及び医療機関への受診、地域の子育て支援拠点等への同行その他の外出の同行支援
 - (オ) その他必要な支援及び情報提供
- ④周知方法：佐倉市ホームページ、対象者へ案内文を送付

《実 績》

期間	利用家庭数	利用回数
令和5年9月～令和6年3月	3	7

利用状況（内訳）

年齢 (利用開始時)	利用 回数	利用内容
3か月	3	予防接種への同行支援（3回）
6か月	2	健診への同行支援（1回）、子育て支援センターへの同行支援（1回）
8か月	2	予防接種への同行支援（1回）、ビーンズルームへの同行支援（1回）

《考 察》

年度途中から事業を開始したが、対象者への個別通知や、ビーンズルームでの周知を行い、多胎家庭の支援を行うことができた。利用の背景としては、乳児期におけるニーズが高く、特に予防接種の同行支援への需要が高いことがわかった。予防接種は出産後初めての外出となる場合も多く、不安を感じる保護者も多いと推測される。今後も事業の周知啓発に努め、多胎家庭が安心して外出できる環境を整えていきたい。

５．新生児聴覚スクリーニング検査

根拠法令等	母子保健法第13条 佐倉市妊産婦及び乳児健康診査費並びに新生児聴覚スクリーニング検査 費助成事業の実施に関する規則		
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・妊娠・出産について満足している人の割合	81.1% → 86.0%	
	・子育てに自信が持てない保護者の割合	48.1% → 23.0%	
	・育児についての相談相手のいない保護者の割合	3.5% → 0.7%	

《目 的》

新生児の聴覚障害を早期に発見し、できる限り早い段階で適切な措置を講じられるようにすることを目的としている。

《内 容》

- ①対 象 佐倉市に住民票を有する妊婦が出産した生後50日以内の児又は生後50日以内の児
- ②実施方法 (1) 費用助成
- ・生後50日以内に実施する新生児聴覚スクリーニング検査の費用を助成する。
(助成額は3,000円)
 - ・検査業務については医療機関（助産所含む）に委託。
 - ・受診者は、妊娠届出時に発行している母子健康手帳別冊にとじ込みの受診票を、医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。
 - ・委託ができない医療機関の場合、償還払いで助成する。
- (2) 検査結果の確認、受診勧奨
- ・受診票、全戸訪問事業や4か月児乳児相談等で検査結果を確認している。
 - ・検査の結果、リファ（要再検査）や要精密検査であるにも関わらず再検査を実施していない場合は、遅延なく受診するよう電話や訪問等で勧奨する。
- ③周知方法 妊娠届出時にリーフレットを配布。妊娠後期の妊婦への電話支援での勧奨。
広報やホームページ、子育て支援ガイドブック等にて周知。

《実 績》

①受診者数 (人)

年度	対象者数	受診者数	受診率	未受診者数	未把握者数
令和3年度	842	828	98.3%	14	0
令和4年度	749	745	99.5%	4	0
令和5年度	715	702	98.2%	5	8

※新生児聴覚スクリーニング検査の費用助成は令和3年度から開始。

②未受診者（5人）の内訳 (人)

未受診理由	人数
国外出産	3
保護者が検査を希望しなかった	2

③未把握者（8人）の内訳（人） 令和6年5月31日現在

未把握理由	人数
出生後に転出	5
長期入院中	2
受診票の戻りなし	1

④初回検査結果（受診者数702人の内訳）（人）

検査方法	パス	リファー	
		両側	片側
自動 ABR（AABR）	490	0	13
ABR	20	1	1
OAE	145	4	14
不 明	12	1	1
計	667	6	29

⑤繰り返し検査結果（リファーとなった35人のその後の検査状況）（人）

検査方法	パス	リファー		測定不能
		両側	片側	
自動 ABR（AABR）	9	0	3	0
ABR	2	0	0	0
OAE	11	3	4	0
不明	2	0	0	0
計	24	3	7	0

※未受診1人あり

⑥要精密検査となった児の経過（繰り返し検査結果でリファー、測定不能となった10人のその後）（人）

受診済	難聴の確定診断あり	1
	異常なし	5
	経過観察（再度検査予定）	4

《考 察》

新生児聴覚スクリーニング検査の受診率は、ほぼ横ばいで推移しており、大きな増減は見られない。現在、妊娠後期の妊婦への電話の際に、新生児聴覚スクリーニング検査の受診勧奨を行っている。今後も検査を受ける意義や必要性について、引き続き周知を行い、受診率向上に努めたい。

リファー者の中には、再検査が続くことで結果が出るまでに時間がかかり、受診を中断してしまう人がある。そのため、結果が確定するまで、児と保護者に寄り添っていく必要があると考える。

難聴の原因によっては、早期発見、治療の効果があるものがあるため、リファー者の早期把握に努める必要がある。また、新生児聴覚スクリーニング検査の結果がパスであっても、その後難聴になる可能性があることの啓発等も取り組んでいく必要があると考える。

6. 産婦健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条 佐倉市妊産婦及び乳児健康診査費並びに新生児聴覚スクリーニング 検査費助成事業の実施に関する規則
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

《目 的》

母子保健法第13条に基づき、産後うつ予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦への健康診査を実施またはその費用助成を行い、結果に基づいた適切な指導を行うことにより、産後間もない母子に対する支援を行う。

《内 容》

- ①対 象 産婦（概ね産後2週間と1か月）
- ②実施機関 契約医療機関（県内27か所、県外25か所）、契約助産院（県内3か所）
※契約外の医療機関で受診した場合は償還払い
- ③実施内容 健診はおおむね産後2週間と1か月の計2回までとする。
健診項目：ア.問診、イ.診察、ウ.体重・血圧測定、エ.尿検査
オ.質問票（Ⅰ：育児支援チェックリスト、Ⅱ：エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）、Ⅲ：赤ちゃんへの気持ち質問票）
健診の結果は、実施機関が「健康・要観察・要支援」のいずれかで判定し、要支援と判定した場合には、実施機関から市に連絡を受け、概ね1週間以内に支援を開始する。
- ④周知方法 妊娠届出時に交付する母子健康手帳別冊に受診票を折込み。
転入妊婦にも健診を説明のうえ受診票を交付。
妊娠後期の妊婦への電話支援で受診勧奨。広報、ホームページにて周知。

《実 績》

①受診状況 (人)

年度	対象者数	実受診者数 1回目 受診者数	延受診者数 (うち償還 払い)	受診率 (実受診者数/ 対象者数)	実要支援者 数(率)	延要支援者 数(率)
令和元年度	898	789	1,343(43)	87.9%	113(14.3%)	136(10.1%)
令和2年度	786	691	1,192(44)	87.9%	77(11.1%)	94(7.9%)
令和3年度	833	756	1,305(42)	90.8%	58(7.7%)	86(6.6%)
令和4年度	738	683	1,183(50)	92.5%	89(13.0%)	136(11.5%)
令和5年度	706	672	1,180(69)	95.2%	118(17.6%)	192(16.3%)

※1 対象者数は令和2年度以前は出生数、令和3年度以降は産婦数とする。

※2 実受診者数は、実施体制が整わない等の理由で実施回数が産後1か月の1回のみの医療機関もあり、すべての産婦が2回受診するとは限らないため、1回目受診者とする。

※3 要支援者数は、令和4年度から医療機関から「健康」の判定で受診票の返却があった場合でも、市の判定で「要支援」に該当する産婦は「要支援」として取り扱う。

②受診時期別受診者数・要支援理由の状況

(人)

時期	受診者数	要支援者数	要支援率(%)	要支援理由(重複あり) (要支援者に対する割合)		
				EPDS 9点以上 (※1)	EPDS/ 設問10番 加点 (※2)	赤ちゃんへの気持ち質問票/設問3、5に加点 (※3)
2週間	504	88	17.5%	59(67.0%)	15(17.0%)	39(44.3%)
1か月	676	104	15.4%	58(55.8%)	22(21.2%)	50(48.1%)
全体	1,180	192	16.3%	117(60.9%)	37(19.3%)	89(46.4%)

※1 EPDS(エジンバラ産後うつ質問票)は、自記式の質問票で、全10項目の設問で構成される。

1設問当たり程度により0~3点が加点され、合計9点以上が産後うつが疑われるとされている。

※2 EPDSの設問10「自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた」に加点があった場合、自殺念慮が疑われる。

※3 赤ちゃんへの気持ち質問票の設問3「赤ちゃんのことが腹立たしくいやになる」、設問5「赤ちゃんに対して怒りがこみあげる」に加点があった場合、児童虐待につながる可能性があると言われていいる。

③要支援者の支援状況(延人数)

要支援者数			
192人	医療機関からの連絡あり 99人(51.6%)		医療機関から連絡なし
	概ね1週間以内に訪問等の支援を実施した人数(率)	概ね1週間以内に支援を実施できなかった人数(率)	93人(48.4%)
	90人(90.9%)	9人(9.1%)	

※医療機関から連絡があったが、対象者が市からの連絡・訪問に応じず、概ね1週間以内に支援を実施できなかった者9人。

※医療機関からの連絡がなかった者の支援状況(延93人)

- ・妊娠中からの継続支援を実施 27人
- ・新生児訪問事業実施 64人
- ・産婦健診の受診後に転出。電話にて産婦へ状況確認後、転出先へ継続支援依頼実施 2人

④実要支援者の状況(重複あり)

要支援者数	出生順位第1子	妊娠中から継続支援の者
118人	81人(68.6%)	44人(37.3%)

⑤地区別実要支援者数(118人)の内訳

佐倉	臼井	志津	根郷	和田・弥富	千代田
25人	21人	42人	24人	1人	5人

《考 察》

産婦健康診査の受診率は、年々上がってきており、今年度は95.2%であった。妊娠届け出時や妊娠後期電話で、産婦健康診査の受診案内を行っており、その勧奨の効果が出ていると思われる。

要支援率は昨年より増加しており、中でも第1子や妊娠期から支援を継続している対象の割合が高くなっているため、妊娠期からの不安の解消や産婦健診の要支援判定となった背景を踏まえ、妊娠期からの支援の充実を図っていくことが必要と考える。

要支援者であっても、早期の支援につなげられていない産婦の割合が昨年度から増加傾向にある。要支援者の早期把握に向けて、今年度は、医療機関への健診実績の報告や健診後のフォロー体制を文書で周知した。医療機関との連携を強化することで、支援が必要な産婦を早期に把握し、産後ケアや早期の新生児訪問等の事業につなぐことで、産後うつや虐待の防止を図っていきたい。

7. 産後ケア事業

根拠法令等	母子保健法第 17 条の 2（産後ケア事業）
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

《目 的》

産後に心身の不調又は育児不安等がある者の心身の安定及び育児不安の解消を図り、母子とその家族が健やかな育児ができることを目的に実施する。

《内 容》

- ①対 象 本市に住所を有し、心身の不調又は育児不安がある母親とその児
 ※宿泊型・日帰り型は産後 2 か月未満、訪問型は産後 6 か月未満
 ※流産・死産をされた者も含む。
- ②実施機関 宿 泊 型：契約医療機関（市内 1 か所、市外 5 か所）
 日帰り型：契約医療機関（市内 1 か所、市外 5 か所）
 訪 問 型：千葉県助産師会印旛地区部会
- ③実施内容 施設に宿泊又は滞在、若しくは助産師の訪問により以下の支援を提供する。
 (1) 産婦の母体管理及び生活面の指導
 (2) 乳房管理
 (3) もく浴、授乳等の育児指導
 (4) 乳児の世話及び発育、発達等の確認
 (5) 産婦への食事の提供（宿泊型のみ）
 (6) その他必要な保健指導及び情報提供
- ④周知方法 妊娠届出時に事業リーフレットを配布。妊娠後期の妊婦への電話支援にて、妊婦の体調や協力体制などを確認した上で必要な方に利用を提案。広報やホームページ、子育て支援ガイドブック等にて周知等。

《実 績》

利用状況

年度	宿泊型		日帰り型		訪問型		合計	
	実(人)	延(日)	実(人)	延(日)	実(人)	延(日)	実(人)	延(日)
令和元年度	11	66	4	8	11	20		
令和2年度	9	46	0	0	18	49		
令和3年度	17	80	1	1	25	83	38	164
令和4年度	33	158	7	17	32	98	59	273
令和5年度	49	256	7	18	26	81	77	355

※合計の実人数は、産後ケア事業いずれかを利用した実際の人数。（宿泊型と訪問型を併用する等、

サービスを組み合わせて利用する人を1人とカウントして計上)

※令和2年度までは子育て支援課（現在のこども保育課）で実施していたが、組織改編により令和3年度から母子保健課で実施となった。令和2年度は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出により、宿泊型産後ケアの利用者の受け入れの休止期間あり。

《考 察》

利用者数は、年々増加傾向にあり、令和5年度は、特に宿泊型産後ケアの利用者が大幅に増加している。佐倉市では妊娠届出時と妊娠後期の電話支援の際に事業の周知を図っており、利用者数の増加に繋がっていると考ええる。

産後ケアの利用を希望する者がタイムリーに利用できるよう、令和6年度からは申請方法に電子による申請を追加し、委託施設等と連携を図りながら継続実施していきたい。また、産後ケア事業を推奨していくことで、産婦の体調面への不安や育児不安、負担感の軽減を図り、産後うつ発症のリスク低減へと繋げていきたい。

8. 母子訪問指導

根拠法令等	母子保健法第10条（保健指導）、第11条（新生児の訪問指導）、第17条（妊産婦の訪問指導等）、第19条（未熟児の訪問指導） 児童福祉法第21条の10の2、10の3（乳児家庭全戸訪問事業）
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を受けた人の割合 93.5% → 94.0% ・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

（1）妊産婦訪問

《目 的》

母子保健法第17条に基づき、妊産婦に対して家庭訪問を行い、妊娠又は出産・産褥期に支障を及ぼすおそれのある疾病を予防するとともに、安心して子育てができるよう支援する。

《内 容》

- ①対 象 妊娠届出時の面接や電話等で訪問を希望する妊婦
妊娠届出時の面接より訪問が必要と認められる妊婦
出産後の新生児訪問で継続支援が必要と認められた産婦
- ②内 容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・助産師

《実 績》

① 実施状況

	妊娠届出数 (件)	妊婦訪問実(延)人数 (人)	支援継続 人数(人)	産婦訪問実(延)人数 (人)	支援継続 人数(人)	産婦訪問 要支援率 (%)
令和元年度	861	36(70)	34	878(880)	320	36.4
令和2年度	864	17(25)	17	731(740)	251	34.3
令和3年度	782	15(23)	15	779(784)	241	30.9
令和4年度	757	13(16)	13	749(749)	243	32.4
令和5年度	733	14(23)	14	705(706)	208	29.5

※産婦訪問実（延）人数について、平成30年度から地域保健の報告に準じ、新生児訪問と同時に実施した産婦訪問指導の実績も合わせて計上することとする。

※産婦訪問実（延）人数について、令和元年度から他市町村に依頼した新生児訪問と同時に実施した産婦訪問指導の実績も合わせて計上することとする。

② 要支援者のうち、エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）9点以上であった者

要支援者数（人）	EPDS 9点以上の人数（人）	割合
208	40	19.2%

《考 察》

妊娠届出時の面接や全戸訪問で支援が必要と判断された妊産婦に対して、安心して出産・育児期を過ごすことができるように保健師や助産師が継続した支援を行っている。産婦訪問について、訪問実数に占める要支援率は減少傾向にある。この理由として、赤ちゃんの泣きへの対応方法が記載されたリーフレットの妊娠期での配布や、出産・子育て応援事業の伴走型相談支援による妊娠後期の電話や面談での支援、産婦健診による支援等、妊娠期から産後の支援の充実が要因として考えられる。今後も切れ目ない支援の充実を進めていきたい。

(2) 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

《目 的》

母子保健法第11条及び19条に基づく新生児訪問指導、児童福祉法第21条の10の2及び第21条10の3に基づく乳児全戸訪問事業を併せて実施することにより、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを目的とする。

《内 容》

ア．新生児訪問

- ①対 象 原則として出生後28日未満の新生児で、以下のいずれかに該当する者
 - ・第1子の新生児
 - ・未熟児養育医療の対象者
 - ・母子保健法第6条第6項に規定する未熟児
 - ・第2子以降の新生児で、出生通知書または電話で訪問指導を希望した者
 - ・第2子以降で妊婦訪問から継続して支援している者
 - ・第2子以降で医療機関から訪問依頼のある者
 - ・その他市長が認めた者（他市町村からの里帰り出産で依頼があった者等）
- ②内 容 家庭訪問による相談と支援
エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 保健師・助産師

イ．こんにちは赤ちゃん訪問

- ①対 象 生後4か月までの産婦及びその乳児
新生児訪問の対象となった者は、新生児訪問として実施する。
- ②内 容 家庭訪問による育児に関する情報提供
エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③ 従事者 保健師・助産師

《実 績》

① 実施状況

対象者数		
a	令和5年度出生数	その他市長が認めたもの (他市町村からの里帰り出産で依頼があった者等)
740 人	715 人	25 人

生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)実施数(実施率)			
b(b/a)	令和5年度 出生児	前年度 対象者	その他市長が認めたもの (他市町村からの里帰り出産で依頼があった者等)
739 人 (99.9%)	605 人	109 人	25 人

新生児訪問指導等と同時に実施(再掲) c(c/b)	
739 人 (100.0%)	

② 過去5年間の実施状況(佐倉市に住民登録されている者について)

年度	対象者数(人)	訪問数(件)	訪問率(%)	要支援者数(%)
令和元年度	898	889	99.0	330 (37.1%)
令和2年度	786	735	93.5	251 (34.1%)
令和3年度	842	787	93.5	245 (31.1%)
令和4年度	749	759	101.3	253 (33.3%)
令和5年度	715	714	99.9	217 (30.4%)

※訪問件数・訪問率について、前年度対象者への訪問を含む。

《考 察》

生後4か月までの早い時期の乳児の家庭訪問は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会となり、乳児のいる家庭の孤立を防ぎ子育て支援を行う事業である。

新型コロナウイルス感染症の流行時には、家庭への訪問を感染への不安から拒否する家庭がみられたが、その後の妊娠届出時から切れ目ない支援や、出産・子育て応援給付金の支給の開始により、訪問が受け入れやすくなり、高い訪問率につながっていると思われる。

全戸訪問事業は産前産後をつなぐ事業として重要な役割を担っている。引き続き乳児期早期の訪問指導を行い、産後の育児に向けた情報提供および相談対応を実施していくと同時に、支援が必要な家庭の早期把握、継続的な支援を行っていきたい。

(3) 乳児・幼児訪問指導

《目 的》

支援を必要とする乳児、幼児に家庭訪問を行い、児の健康増進を図るとともに、養育者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるように支援する。

《内 容》

- ①対 象 乳児、幼児とその保護者
- ②内 容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・栄養士・歯科衛生士等

《実 績》

①実施状況 (人)

年度	乳 児		幼 児		合 計	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数
令和元年度	147	239	120	175	267	414
令和2年度	84	138	80	116	164	254
令和3年度	63	97	53	61	116	158
令和4年度	55	140	47	72	102	212
令和5年度	70	108	50	105	120	213

②主要支援理由と割合

上段 (人) 下段は割合 (%)

	保護者の不安・負担	保護者の精神疾患(疑い含む)	育児・生活態度	虐待ハイリスク	虐待ケース	発育	運動発達	疾患障害	ことば・社会性・行動面	精検・受診結果確認	その他	支援なし	計
乳児	46 (42.6)	14 (13.0)	10 (9.3)	21 (19.4)	5 (4.6)	1 (0.9)	0 (0)	7 (6.5)	0 (0)	1 (0.9)	0 (0)	3 (2.8)	108
幼児	5 (4.8)	13 (12.4)	41 (39.0)	17 (16.2)	11 (10.5)	0 (0)	1 (1.0)	7 (6.7)	5 (4.8)	1 (1.0)	1 (1.0)	3 (2.9)	105

《考 察》

妊娠届出時から支援している家庭や、健康診査や相談等の母子保健事業において把握した支援が必要な家庭について、地区担当保健が継続的に支援している。

乳幼児期は、児の成長に伴って発生する不安や負担感、その対処法についての支援が求められており、「虐待・虐待ハイリスク」である場合には、養育状況の確認や虐待防止を目的とした支援のための訪問の必要性が高くなっていく。これまでも、児童福祉部門と連携していたが、令和6年度からの「こども家庭センター」の設置により、母子保健機能と家庭児童相談の機能が連携し、一体的な支援の充実が期待される。支援が必要な家庭には、電話や面接での対応も行っているが、家庭状況に応じて訪問指導の必要性をアセスメントし、引き続き適切な支援を行っていきけるよう努めていきたい。

9. 低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導

根拠法令等	母子保健法第18条、第19条、第20条、第21条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

（1）低出生体重児の届出・未熟児養育医療

《目 的》

身体の発育が未熟なまま生まれた未熟児は、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要であるため、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健康管理と健全な育成を図ることを目的とする。また、低出生体重児の届出により、速やかな支援につなげる。

《内 容》

「低出生体重児の届け出」について

- ①対 象 者：佐倉市に住所を有する出生体重2,500g未満の児
- ②方 法：母子保健手帳別冊に綴じ込みの「出生通知書」、ちば電子申請サービスにより届出
- ③周知方法：母子健康手帳交付時配布のリーフレット・ホームページ・健康カレンダー等

「未熟児養育医療（審査・認定・医療券交付）」について

- ①対 象 者：身体の発育が未熟なまま出生した児であって、医師が入院養育を必要と認める、佐倉市に住所を有する児で、以下のいずれかの症状に該当するものとする。
 - ア. 出生体重が2,000g以下
 - イ. ア以外の乳児で生活力が弱く、次の「対象となる症状」のいずれかを示す
 - ・けいれん、運動の異常
 - ・体温が摂氏34度以下
 - ・強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常
 - ・繰り返す嘔吐など、消化器の異常
 - ・強い黄疸
- ②方 法：母子保健課において、養育医療意見書等の申請書の内容を審査し、承認及び却下を決定し、承認の場合には「養育医療券」を交付する。
こども家庭課において、給付（自己負担額の決定）や医療機関への連絡等を実施。
- ③周知方法：ホームページ・母子健康手帳交付時配布の「佐倉市子育て支援ガイドブック」等、指定医療機関（東邦大学医療センター佐倉病院、東京女子医科大学八千代医療センター、成田赤十字病院）に申請書類一式を送り対象者に渡してもらう。

《実 績》

①年度別低出生体重児（出生体重2,500g未満）の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数（人）

年度	全出生数	低出生体重児数（割合）		未熟児養育医療申請件数（割合）
令和元年度	898	90（10.0%）		23（2.6%）
令和2年度	786	66（8.4%）		22（2.8%）
令和3年度	842	75（8.9%）		14（1.7%）
令和4年度	749	58（7.7%）		20（2.7%）
令和5年度	715	62（8.7%）		13（1.8%）

※未熟児養育医療申請については、出生年度ではなく、申請年度へ計上する。

②地区別低出生体重児の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数（人）

地区	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	計
低出生体重児数	10	9	29	12	0	1	1	62
未熟児養育医療申請件数	1	1	10	0	0	1	0	13

③未熟児養育医療該当者の出生状況（人）

年度	計	単胎	多胎		
				組数	うち1人該当
令和元年度	23	18	4	2組	1
令和2年度	22	17	2	1組	3
令和3年度	14	12	2	1組	0
令和4年度	20	11	9	4組	0
令和5年度	13	9	4	2組	0

④在胎週数別出生体重（低出生体重全数）（人）

出生体重 在胎週数	499g 以下 (超低出生体重児)	500～999g (超低出生体重児)	1,000～ 1,499g (極低出生体重児)	1,500～ 1,999g (低出生体重児)	2,000～ 2,499g (低出生体重児)	計
～27 週 (超早産児)	0	4	0	0	0	4
28～33 週	0	0	4	6	2	12
34～36 週 (後期早産児)	0	0	0	4	11	15
37 週～	0	0	0	0	31	31
計	0	4	4	10	44	62

⑤在胎週数別出生体重（未熟児養育医療該当者）

（人）

体 重 在胎週数	499g 以下 (超低出生体重児)	500～999g (超低出生体重児)	1,000～ 1,499g (極低出生体重児)	1,500～ 1,999g (低出生体重児)	2,000～ 2,499g (低出生体重児)	2,500g 以上	計
～27 週 (超早産児)	0	4	0	0	0	0	4
28～33 週	0	0	2	3	0	1	6
34～36 週 (後期早産児)	0	0	0	1	1	0	2
37 週～	0	0	0	0	0	1	1
計	0	4	2	4	1	2	13

⑥入院医療機関の状況（未熟児養育医療該当者）

（人）

指定養育医療機関名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
東邦大学医療センター佐倉病院	11	6	10	9	4
東京女子医科大学八千代医療センター	5	8	1	3	3
成田赤十字病院	2	4	0	3	3
船橋中央病院	1	1	1	0	1
千葉大学医学部附属病院	1	1	0	0	0
東京慈恵会医科大学附属柏病院	0	1	0	0	0
千葉市立海浜病院	1	0	1	0	0
国保旭中央病院	0	0	0	2	0
県外の医療機関	2	1	1	3	2
計	23	22	14	20	13

※出生後転院した場合、転院後の医療機関で集計。

※千葉県内の指定養育医療機関は、25施設。

《考 察》

令和5年度の未熟児養育医療の申請件数は、13件と前年度より7人少なかった。出生体重の内訳でみると、500g～999gの超低出生体重児と、1,500g～1,999gの低出生体重児がそれぞれ4人と最多であった。

未熟児養育医療に該当する者については、申請時の手続きが保護者との早期アプローチの機会となっており、その後の訪問指導から3歳児健康診査を迎えるまで、発育・発達、育児状況の確認を行うこととしている。申請時に地区担当保健師や母子保健事業を紹介し、切れ目のない支援へとつないでいきたい。

（２）未熟児訪問指導

《目 的》

未熟児は、諸機能に種々の未熟さがあり、疾病にも罹りやすいことから出生後速やかに適切な処置を講じる必要があり、家庭内で養育できる児については訪問指導によって必要な処置を講じる。

また、未熟児対策の万全を期するため、身体発育や諸機能が正常児なみになった後においても、訪問指導を必要とすると判断される場合には、引き続き訪問指導を行う。

《内 容》

- ①対 象 者：佐倉市に住所を有する未熟児養育医療該当者
- ②方 法：未熟児が出生した際、保健師及び助産師による家庭訪問において相談、支援
- ③周知方法：母子健康手帳交付時に配布のリーフレット・ホームページ・健康カレンダー等

《実 績》

未熟児養育医療訪問状況

(人)

年 度	対象者数	訪問人数	訪問率 (%)
令和元年度	23	14	60.9
令和２年度	22	23	104.5
令和３年度	14	9	64.3
令和４年度	20	20	100
令和５年度	13	10	76.9

《考 察》

市では、未熟児養育医療の対象児に対して、地区担当保健師が訪問指導を行うこととしている。

令和５年度は、対象者 13 人中 10 人の訪問指導を行うことができた。訪問指導に至らなかった 3 人のうち、2 人は市外へ転出、1 人は訪問指導に至っていないが電話相談を続けている。

未熟児養育医療の対象児の家族の中には、合併症や発育、発達への不安が強く、特に母親は、自責の念や罪悪感を抱いていることが多い。また、児の入院が長期間におよぶことで、児への愛着形成不全にも陥りやすい傾向があったり、家族関係や経済面、養育環境など複数の問題を抱えている家族もいる。そのため、母親や家族が安心して児を迎えることができるよう、児の入院中から連絡を取ったり、医療機関等の他機関と連携を図りサービスの調整を行うなどして、今後も早期に対応し母親に寄り添った支援に努めたい。

10. 乳児相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%

《目 的》

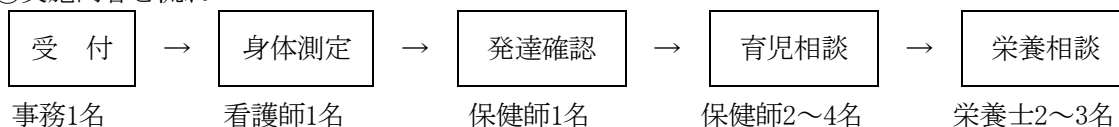
母子保健法第9条、第10条に基づき、乳児の成長、発達状態の観察とそれらに応じた適切な保健指導を保護者に行うことにより、乳児の発育過程を支援する。

《内 容》

①対象 生後4か月の乳児

②実施回数 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター 各12回

③実施内容と流れ



※密になるのを防ぐため、30分ごとに受付を区切り実施。第2子以降は栄養相談を希望制とした。

④周知方法 生後5か月に達する月に、対象者全員に「4か月乳児相談のお知らせ」を送付。
広報、健康カレンダー、ホームページにて周知。

《実 績》

①年度別来所状況

年度	実施回数	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
令和元年度	33回	828	761	91.9
令和2年度	21回	480	421	87.7
令和3年度	36回	844	741	87.8
令和4年度	36回	786	692	88.0
令和5年度	36回	733	648	88.4

※令和元・2年度の対象者数に中止となった月の対象者は含まれていない。

②地区別来所状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
	106	117	316	143	2	2	47	733
	来所者数(人)	93	111	274	128	2	40	648
	来所率(%)	87.7	94.9	86.7	89.5	100	85.1	88.4

③相談結果

来所者数			
	支援なし	支援あり	他機関管理
648人	509人 (78.5%)	139人 (21.5%)	0人 (0%)

※他機関管理は、疾患や障害などにより、医療機関などで管理されている者

④主な要支援理由と割合

上段(人) 下段は来所者数に占める割合(%)

年度	保護者の不安・負担	保護者の精神疾患(疑い含む)	保護者の体調・疾患	育児・生活態度	虐待ハイリスク	虐待ケース	発育	運動発達	疾患障害	精検・受診結果確認	栄養	きこえ	その他	計
令和4年度	56 (8.1)	15 (2.2)	4 (0.6)	19 (2.7)	6 (0.9)	3 (0.4)	20 (2.9)	1 (0.1)	6 (0.9)	0 (0)	1 (0.1)	0 (0)	1 (0.1)	132 (19.1)
令和5年度	62 (9.6)	17 (2.6)	1 (0.2)	14 (2.2)	2 (0.3)	2 (0.3)	23 (3.5)	4 (0.6)	6 (0.9)	0 (0)	5 (0.8)	1 (0.2)	2 (0.3)	139 (21.5)

⑤地区別支援状況

(人)

来所者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
	93	111	274	128	2	0	40	648
	支援ありの数(人)	23	24	58	27	0	7	139
	要支援率(%)	24.7	21.6	21.2	21.1	0	17.5	21.5

《考 察》

乳児相談は、全戸訪問事業である「新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問」の継続支援の場である一方、訪問が実施できなかった母子を目視で確認できる機会となっている。そのため、虐待ハイリスクと考えられている母子保健事業未来所の家庭を早期発見・早期支援できる事業に位置付けられる。

要支援理由における保護者の不安・負担の割合は昨年度と比較し、増加しており、両親の心身の体調やきょうだいの育児状況を背景としている。保護者の不安や負担感が虐待行為に転じるリスクをふまえ、早期から家事・育児代行サービスや子育て支援拠点などの社会資源を有効に活用できるよう、情報提供や利用に向けたサポートに努めていく。

発達確認の場では、乳幼児股関節脱臼のスクリーニングに推奨項目による確認を取り入れ、脱臼に移行するリスク要因がある児の保護者に受診勧奨や保健指導を行い、予防的介入の機会となっている。

乳児相談は、来所して相談する初めての保健事業となるため、その後の事業参加へとつなぐために安心して相談できる場所であることを周知する機会となる。短時間での面接であっても、保護者の育児への不安や負担を軽減し、切れ目のない支援が行えるよう、相談支援関係の構築を心掛けた保健指導を実施していきたい。

11. もぐもぐ教室

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	- 健康づくりのために栄養や食事について考えていない保護者の割合 - 幼児の保護者 0.4% → 0% - 小学生の保護者 0.3% → 0% - 仕上げみがきをする親の割合 1歳6か月児 72.4% → 80.0% - むし歯のない人の割合 3歳児 86.7% → 90.0% - 風呂場の事故防止のために、子どもがドアを開けられないよう工夫している家庭の割合 1歳児 35.4% → 増加 - おやつ目的を理解している幼児の保護者の割合 22.7% → 増加

《目 的》

母子保健法第9条に基づき、乳児の成長に応じた適切な栄養、口腔衛生、事故予防指導を保護者に行うことにより、乳児の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 生後8か月の乳児 ※事前予約制による個別相談
- ②実施回数 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター 各12回
- ③実施内容 事前予約制による栄養士・歯科衛生士による個別相談及び継続支援者への保健師相談
事故防止に関するプリントの送付
※栄養士による相談は、全員実施した。
歯科衛生士による相談は、第1子は必須、第2子以降は希望者のみ実施した。
保健師による相談は、継続支援者及び希望者について実施した。
- ④周知方法 対象児全員に「お知らせ」を通知の他、広報、健康カレンダー、ホームページで周知。

《実 績》

①年度別来所状況

年度	回数	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
令和元年度	28	879	646	73.5
令和2年度	18	470	281	59.8
令和3年度	36	829	522	63.0
令和4年度	36	832	513	61.7
令和5年度	36	797	476	59.7

※令和元年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため3月を中止

※令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため4月から8月を中止

②会場別来所状況

実施会場	実施回数（回）	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
健康管理センター	12	295	150	50.8
西部保健センター	12	340	224	65.9
南部保健センター	12	162	102	63.0
合 計	36	797	476	59.7

③栄養士・歯科衛生士・保健師による個別相談状況

	栄養士相談（人）	歯科衛生士相談（人）	保健師相談（人）
健康管理センター	150	110	60
西部保健センター	224	157	91
南部保健センター	102	76	36
合 計	476	343	187

《考 察》

生後9か月以降は、食事回数が3回食となり、離乳食から幼児食への移行期として栄養の大部分を食事で摂るようになる。また、朝食を食べる、歯みがきをするなど、正しい生活リズムや食習慣・口腔衛生習慣の基礎を身につけていく時期であるため、本教室の実施の意義は大きいと考える。

令和2年度の新型コロナウイルス感染症の感染対策を機に、集団教育から予約制の個別相談に変更となったことで、対象者の状況に応じた適切な指導がしやすくなった。

その一方で、来所率は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い増加を期待したが、過去5年間で最も低い来所率となった。また、事故防止に関する指導を直接実施できていないことから、効果についての検証ができないことが課題となっている。

今後の予約方法や周知方法等について検討し、来所率の向上に努めていきたい。

12. 1 歳 6 か月児健康診査

根拠法令等	母子保健法第 12 条
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・積極的に育児をしている父親の割合 61.1% → 66.0% ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 90.2% → 95.0% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・1 歳 6 か月までに麻しん風しんの予防接種を終了している人の割合 88.9% → 増加

《目 的》

母子保健法第12条に基づき、1歳6か月児期の幼児に対し、健康診査を行い疾病、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等をもった幼児を早期に発見する。また、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 1歳6か月を超え2歳に満たない児
- ②実施場所 (集団健診) 年30回
健康管理センター(12回)
西部保健センター(12回) 南部保健センター (6回)
(個別健診) 市内14協力医療機関
- ③実施内容 (集団健診)
全員実施：身体計測・歯科健診・育児相談・M-CHAT短縮版の問診 (注1)
必要者のみ実施：栄養相談・歯科相談
(個別健診)
市が交付した受診券を持参して、医療機関で個別に医師診察を実施
- ④周知方法 1歳6か月に達した幼児全員に個人通知、ホームページ等に掲載。

《実 績》

① 受診状況

年度	回数	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)	要支援率(%)
令和元年度	27回	951	907	95.4	307	33.8
令和2年度	33回	1,081	1,010	93.4	400	39.6
令和3年度	30回	884	852	96.4	366	43.0
令和4年度	30回	844	855	101.3	378	44.2
令和5年度	30回	832	808	97.1	371	45.9

※令和4年度は、前年度の対象者39人が受診したため、受診率100%を超えた。

②地区別受診状況 (人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
	122	133	377	144	5	3	48	832
受診者数 (人)	116	126	375	142	5	3	41	808
受診率 (%)	95.1	94.7	99.5	98.6	100.0	100.0	85.4	97.1
要支援者数 (人)	57	61	173	52	4	2	22	371
要支援率 (%)	49.1	48.4	46.1	36.6	80.0	66.7	53.7	45.9

③主要支援理由と割合 上段（人） 下段は受診者数に対する割合（％）

ことば・社会性・行動面	保護者の不安・負担	育児・生活態度	発育	保護者の精神疾患（疑い含む）	疾患障害	虐待ハイリスク	虐待ケース	栄養	運動発達	保護者の体調・疾患	その他	計
277 (34.3)	30 (3.7)	19 (2.4)	11 (1.4)	10 (1.2)	7 (0.9)	6 (0.7)	4 (0.5)	3 (0.4)	2 (0.2)	1 (0.1)	1 (0.1)	371 (45.9)

④健康水準の指標に関する結果（問診項目から）

ア. お子さんに対して、育てにくさを感じますか			イ. 育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っていますか※		
回 答	人（％）		回答	人（％）	
	令和4年度	令和5年度		令和4年度	令和5年度
いつも感じる	6 (0.7)	9 (1.1)	はい	129 (81.6)	108 (70.6)
時々感じる	152 (17.8)	144 (17.8)	いいえ	21 (13.3)	34 (22.2)
感じない	694 (81.2)	653 (80.8)	無回答	8 (5.1)	11 (7.2)
無回答	3 (0.4)	2 (0.2)			

※イはアの設問で「いつも感じる」または「時々感じる」と回答した者への再設問

⑤歯科健康診査結果 上段（人） 下段は受診者数に対する割合（％）

受診者数 (受診率%)	相談 者数	結果判定※							不正 咬合	軟組織 異常
		01 型	02 型	03 型	A 型	B 型	C1 型	C2 型		
807 (97.0)	267 33.1	408 50.6	388 48.1	6 0.7	4 0.5	1 0.1	0 0	0 0	28 3.5	45 5.6

（備考）歯科健診未受診 1 人 ・むし歯罹患率 0.6％ ・1 人平均むし歯本数 0.03 本

※歯科健康診査 結果判定の分類

01型 むし歯がなく、口腔環境が良好なもの

02型 むし歯はないが、将来むし歯罹患の不安のあるもの

03型 要観察歯（むし歯とは判定しないが、注意が必要な歯）があるもの

A 型 上の前歯のみ、または奥歯のみにむし歯のあるもの（比較的軽症）

B 型 奥歯および上の前歯にむし歯のあるもの（放置すれば重症になる恐れ）

C1型 下の前歯のみにむし歯のあるもの（比較的予後は良好）

C2型 下の前歯を含む他の部位にむし歯のあるもの（重症）

⑥個別医師診察結果（人）

※令和6年4月末現在

集団健診 受診者数	医師診察 受診者数	医師診察 受診率 (%)	医師診察結果（内訳）				
			異常なし	既医療	要経過 観察	要紹介 (要精密)	要紹介 (要治療)
808	567	70.2	538	4	18	6	1

⑦精密健康診査結果 (人)

※令和6年4月末現在

精密健康診査 対象数	受診数	受診結果 (内訳)			
		異常なし	診断確定	経過観察	その他
6	5	1	3	1	0

診断確定の内訳：両側移動性精巣1名、左不触知精巣1名、臍ヘルニア1名

《考 察》

少子化により、対象者数および受診者数は減少傾向に対して、要支援率は年々増加傾向である。要支援理由の内訳は「ことば・社会性・行動面」が34.3%と最も多い。「育てにくさを感じているか」の設問に対して、回答率の内訳は概ね前年同様だが、「相談先や解決方法を知っているか」の設問に対して、「はい」は前年比-11ポイント減少、「いいえ」は前年比8.9ポイント増加となっている。成長発達の個人差が大きくなる1歳6か月児の子育ては、保護者も不安や負担を抱えながら手探りであることが多く、公私問わず周囲の温かいサポートが必要である。妊娠期から各事業において、保健センターの他、地域の社会資源等を保護者に情報提供し、引き続き保護者の問題解決行動を後援していく必要がある。

また、「児の育てにくさ」を保護者が感じる要因は子側の因子のみならず、保護者側の因子であったり、親子をとりまく環境因子であったり様々である。「児の育てにくさ」を感じる負担感が虐待行為に転じるリスクがあることをふまえ、健診会場の短時間の面接場面であっても面接から相談支援につながる相談支援関係の構築を心がけ、保護者に寄り添う支援に重点を置きつつ、専門職間かつ地域医療機関との連携の下、児の心身の健やかな成長と発達のサポートを目指していく。

発達等の子の要因や親子関係の要因で支援の必要性のある家庭については、親子教室事業へ接続すると共に、地区担当保健師による訪問や幼児歯科健診等での面接等、個別支援を連動の上、支援を行っていくこととしたい。

注1：M-CHAT 短縮版(乳幼児自閉症チェックリスト)について

1歳半から3歳の幼児に対して自閉症スペクトラムのスクリーニング目的で使用されるもの。

(1歳6か月までにみられる社会的発達について)

- (1)何か欲しいものがある時、指をさして要求しますか
- (2)何かに興味を持った時、指をさして伝えようとしますか
- (3)お母さん(お父さん)に見て欲しいものがある時、それを見せに持ってきますか
- (4)お母さん(お父さん)が見ているものを、お子さんも一緒に見ますか
- (5)お母さん(お父さん)のすることをまねしますか
- (6)お母さん(お父さん)が部屋の離れたところにあるおもちゃを指でさすと、お子さんはその方向を見ますか
- (7)いつもと違うことがある時、お母さん(お父さん)の顔を見て反応を確かめますか

根拠法令等	母子保健法第 12 条	
健康さくら 21（第 2 次）	・ 積極的に育児をしている父親の割合	61.1% → 66.0%
【改訂版】目標値	・ 育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	90.2% → 95.0%
（市の現状）→（目標値）	・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合	10.3% → 0%

③主な要支援理由と割合

上段（人）

下段は受診者数に対する割合（％）

ことば・社会性・行動面	保護者の不安・負担	含む 保護者の精神疾患（疑い）	虐待ケース	育児・生活態度	虐待ハイリスク	疾患障害	発育	計
340 (36.9)	34 (3.7)	7 (0.8)	7 (0.8)	6 (0.7)	5 (0.5)	1 (0.1)	1 (0.1)	401 (43.5)

④健康水準の指標に関する結果（問診項目から）

ア. お子さんに対して、育てにくさを感じますか			イ. 育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っていますか※		
回答	人（％）		回答	人（％）	
	令和4年度	令和5年度		令和4年度	令和5年度
いつも感じる	13 (1.4)	18 (2.0)	はい	197 (78.8)	224 (78.3)
時々感じる	237 (25.2)	268 (29.1)	いいえ	43 (17.2)	48 (16.8)
感じない	684 (72.7)	633 (68.7)	無回答	10 (4.0)	14 (4.9)
無回答	7 (0.7)	3 (0.3)			

※イはアの設問で「いつも感じる」または「時々感じる」と回答した者への再設問

⑤尿検査結果

検査数 （人）	有所見数 （人）	有所見率 （％）	有所見内訳（延人数）			
			糖	蛋白	潜血	小計
787	37	4.7	0	20	17	37

⑥歯科健康診査結果

上段（人）

下段は受診者数に対する割合（％）

受診者数 （受診率％）	相談 者数	結果判定 ※							不正 咬合	軟組織 異常
		01 型	02 型	03 型	A 型	B 型	C1 型	C2 型		
914 (95.6)	20	716	114	25	46	11	0	2	106	15
	2.2	78.3	12.5	2.7	5.0	1.2	0	0.2	11.6	1.6

（備考）・歯科健診 8 人未受診 ・むし歯罹患率 6.5％ ・1 人平均むし歯数 0.23 本

※判定結果の分類は、1 歳 6 か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

⑦医師診察結果（人）

※令和 6 年 4 月末現在

集団健診 受診者数	医師診察 受診者数	医師診察 受診率（％）	医師診察結果（内訳）				
			異常なし	既医療	要経過 観察	要紹介 （要精密）	要紹介 （要治療）
922	541	58.7	488	16	25	8	4

⑧精密健康診査実施状況（人）

※令和6年4月末現在

健診内容	精密健康診査 交付数	受診者数	精密健康診査結果			
			異常なし	診断確定	経過観察	その他
尿二次	10	8	1	0	7	0
眼科精密 健康診査	230	116	61	14	41	0
聴力二次	0	0	0	0	0	0
医師診察	8	6	1	1	4	0
計	248	130	63	15	52	0

＊診断確定の内訳

眼科精密健康診査：遠視性乱視 6 名、雑性乱視 1 名、外斜視 3 名、屈折異常弱視 2 名、弱視 2 名
医師診察：内反足 1 名

⑨4 歳児への発達アンケート実施状況(人)

アンケート送付数	アンケート返信数 (返信率)	返信者に対する 電話支援数	返信者のうち、ことばと発達の 相談室につないだ者の数
219	132 (60.3%)	26	10

《考 察》

集団健診受診率は前年比 1.0 ポイント減少しているが、要支援者数および要支援者率は増加している。要支援理由の内訳では、「ことば・社会性・行動面」が要支援者数 340 人と最も多い。次いで、「保護者の不安・負担」が要支援者数 34 人となっており、前年度より 2 倍となった。「育てにくさを感じるか」の設問に対して「いつも感じる」「時々感じる」の回答率が前年比 4.5 ポイント増加している。「解決方法を知っているか」の設問に対して「はい」「いいえ」の回答率は概ね前年同様であるが、子どもへの対応困難感を抱える保護者が増えていることが伺える。

ことば・社会性・行動面に対して要支援となった児に対しては、4 歳の誕生月に個別にアンケートを送付し、就学までの発達を視野に入れた保護者の認識を促し、電話相談やことばと発達の相談室での継続支援を行う等の健診事後支援体制を確保している。また、健診では、全ての保護者に対して、子どもの社会性の発達の見通しを啓発・助言している。保護者が、子どもの発達に関心を持ち、声かけや上手なかかわりができることで育児負担を軽減できるよう引き続き目指していく。

3 歳 6 か月児は、幼・保・こども園への所属割合が高くなるため、所属からの健診受診を促してもらう等の協力を得ることで受診率向上につなげることができるが、集団健診受診後の個別医師診察受診率は 58.7%となっている。また、眼科精密健康診査対象者のうち受診者数は 130 人（受診率 52.4%）となっており、受診率向上は引き続き課題である。

病気を早期発見し必要な時期に治療を受けることで改善が期待できるよう、時期を逃さず個別医師診察および精密健康診査を受診するよう受診勧奨を強化していく。

※1 発達チェック項目

<応答>

①氏名②年齢③健診会場に誰と来たかについて質問し、言葉を用いてやりとりする力を確認する。

<了解課題>

目の前に見えない状況について、質問されたときに、言葉を用いてやりとりする力を確認する。

- ① お腹が空いたらどうしたらいいですか。
- ② 眠くなったらどうしたらいいですか。
- ③ 寒いときはどうしたらいいですか。

14. 母子保健事業未受診者勧奨事業

根拠法令等	母子保健法第10条、13条 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・ 新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問を受けた人の割合 93.5% → 94.0% ・ 1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の割合 74.8% → 増加 ・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%

《目 的》

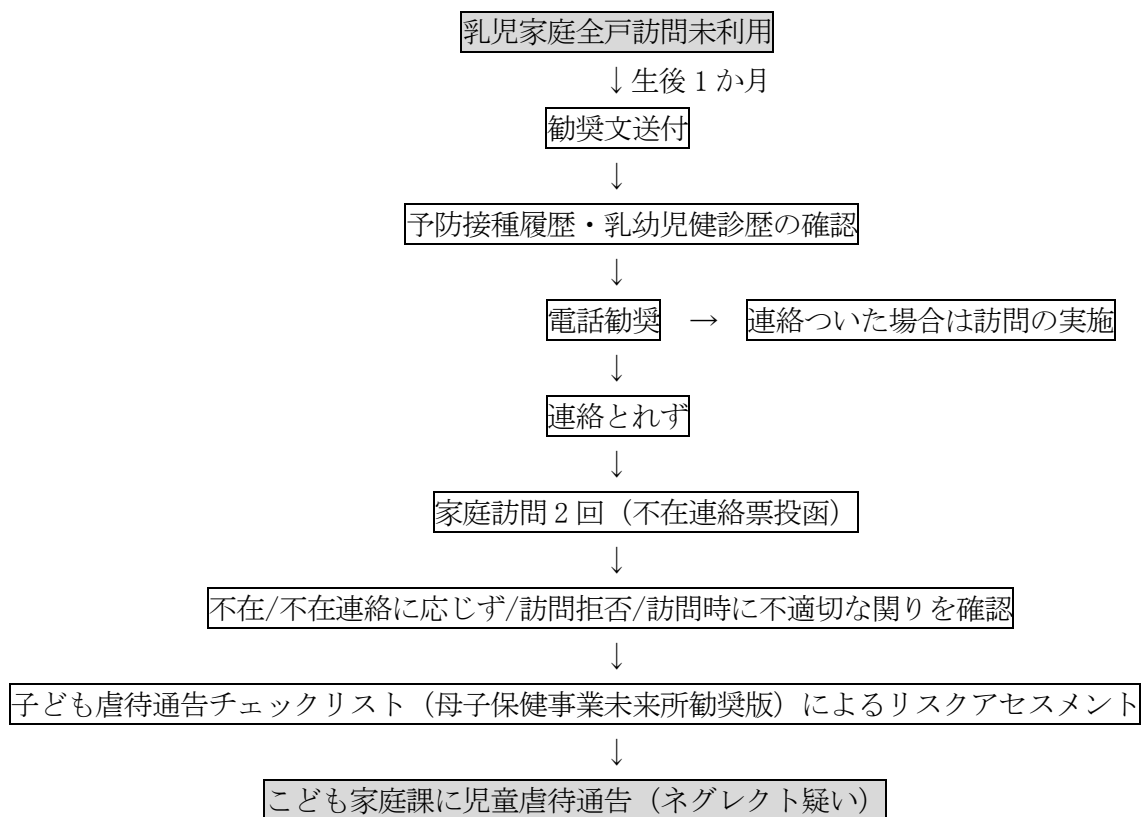
母子保健法、児童虐待防止法に基づき、乳幼児に対し、保健指導、健康診査、訪問指導について、必要に応じこれを勧奨することによって受診率の向上を図り、もって乳幼児等の健康の保持増進に努める。併せて、児童虐待事案の早期発見を目的として、受診勧奨に応じない事案等の追跡調査を実施し、状況に応じてこども家庭課への通告を行うことで児童虐待の重症化を防止する。

《内 容》

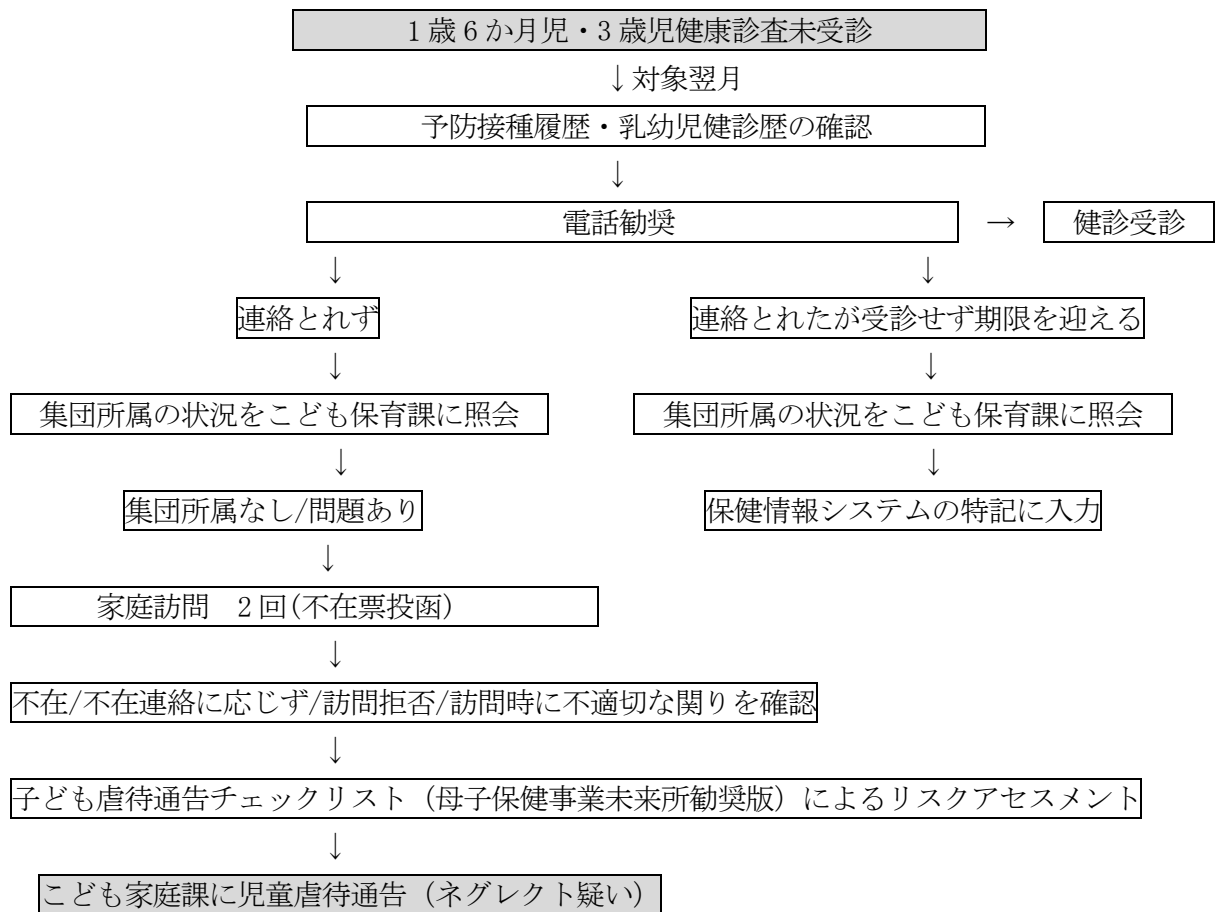
- ① 対象者 乳児家庭全戸訪問：生後1か月を過ぎても出生通知書の提出がない者
1歳6か月児健診・3歳児健診：健診対象月に事前の連絡なく来所しなかった者

- ② 事業の流れ

【全戸訪問】



【1歳6か月児健診、3歳児健診】



《実績》

① 令和5年度事業別実施状況

令和6年6月1日現在

【全戸訪問】

(人)

事業対象人数	実施後の把握人数 (%)	未把握数	児童虐待通告数
91	91 (100%)	0	0

【幼児健診】

(人)

事業名	年度比較	事業対象者数	勧奨後受診した人数 (%)	訪問による確認	児童虐待通告数
1歳6か月児健診	令和4年度	61	46 (75.4%)	2	0
	令和5年度	73	48 (65.8%)	0	0
3歳児健診	令和4年度	116	88 (75.9%)	2	1
	令和5年度	120	88 (73.3%)	1	0
合計	令和4年度	177	134 (75.7%)	4	1
	令和5年度	193	136 (70.5%)	1	0

※前年度対象者も勧奨対象としているため、当該年度の未受診者数と「勧奨数」は一致しない。

※訪問による確認は、訪問して不在だった数も含まれる。

② 事業別勧奨後の未受診理由

(人)

事業名	勧奨実施数	勧奨後に把握した未受診の理由								未把握
		今後受診（訪問）予定だった	医療機関・前住地で受診済	受けた 必要ない／保育園・幼稚園で	拒否／受診できない（仕事で忙しい・交通手段がない等）	里帰り／市外・海外居住	転出	児の疾患・障害	その他（一時保護中等）	確認 就園状況の把握により状況
全戸訪問	91	88	2	0	0	0	1	0	0	0
1歳6か月児健診	73	48	1	0	0	9	2	3	0	10
3歳児健診	120	88	1	0	18	0	4	0	0	9
合計	284	224	4	0	18	9	7	3	0	19

③地区別未受診勧奨対象者数

【1歳6か月児健診】

地区	佐倉	臼井	志津	根郷	和田・弥富	千代田	合計
勧奨対象者数	16	13	21	12	0	11	73
勧奨後の受診者数	13	8	14	8	0	5	48

【3歳児健診】

地区	佐倉	臼井	志津	根郷	和田・弥富	千代田	合計
勧奨対象者数	10	27	57	15	1	10	120
勧奨後の受診者数	7	21	40	12	1	7	88

④医師診察未受診勧奨

事業名	年度比較	勧奨数	勧奨後受診した人数（割合％）
1歳6か月児 医師診察未受診勧奨	令和4年度	301	224（74.4％）
	令和5年度	334	243（72.8％）
3歳児健診 医師診察未受診勧奨	令和4年度	524	389（74.2％）
	令和5年度	417	317（76.0％）

《考 察》

未受診勧奨の実施数は、全戸訪問・幼児健診ともに昨年度より減少し、勧奨後に受診した者の割合は昨年度より増加している。このことについて、令和5年度中に実施した、市内保育園、及び個別医療機関へのチラシの掲示や、公立保育園の園長会議に参加し、保育士からの受診勧奨を依頼したこと等が影響していると考える。

健診未受診者については、個別に面談を行うことで育児相談に応じる等、保護者の状況に応じて臨機応変な対応に努めている。また、保育園や幼稚園等の他所属からの情報提供や、家庭訪問等により、勧奨後1か月以内の状況把握に努めている。今後も、各事業の状況に応じた勧奨事業の実施方法を検討していき、必要に応じて他機関と連携しながら未受診者の把握に努めていきたい。

集団健診実施後には、保護者が個別に医療機関に予約をし、発行された受診票を持参して医師診察を受けることとなっているが、その未受診勧奨の対象となる者は、1歳6か月児健診、3歳児健診ともに受診者の約4割となっている。令和4年度からは、受診票の再発行を電子申請でも可能とし、医師診察の受診率向上に努めている。引き続き、健診会場での説明方法や勧奨方法を検討し、医師診察の未受診者減少に努めていきたい。

15. 幼児歯科健診

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例 母子保健法第10条
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・むし歯のない3歳児の割合 86.7% → 90% ・フッ化物配合歯みがき剤を使う3歳児の割合 70.1% → 90%

《目的》

乳歯のむし歯は進行性が早く広範囲になりやすい傾向にあり、定期的な健診とともに予防が大切である。歯科健診と併せて、予防処置と保護者に対してむし歯予防教育を実施することにより、幼児の健全な口腔の育成を促す。また、1歳6か月児健診の事後相談として、ことば・育児相談を実施し、保護者の不安の軽減や幼児の発育・発達の把握に努めることにより、幼児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 2歳児・2歳6か月児・3歳児
- ②実施回数 年60回 月5回（言語聴覚士によることばの相談は各会場月1回。）
健康管理センター、西部保健センター：月2回、南部保健センター月1回
- ③実施内容 歯科健診→フッ素塗布（希望者）→言語聴覚士・保健師・栄養士の相談（希望者）
- ④周知方法 各該当月全員に幼児歯科健診のお知らせを送付
広報、健康カレンダー、ホームページにて周知

《実績》

①年度別受診状況

	回数	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）
令和元年度	55	2,988	2,186	73.2
令和2年度	35	1,451	928	64.0
令和3年度	59	2,841	2,040	71.8
令和4年度	60	2,695	1,889	70.1
令和5年度	60	2,715	1,977	72.8

※令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3月を中止した。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2歳児を中止した。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大のため、西部保健センターの1回を中止した。

②会場別受診状況

	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）
健康管理センター	960	657	68.4
西部保健センター	1,270	957	75.4
南部保健センター	485	363	74.8

③地区別受診状況

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
対象者数(人)	364	437	1,270	452	24	9	159	2,715
受診者数(人)	255	291	964	338	17	9	103	1,977
受診率(%)	70.1	66.6	75.9	74.8	70.8	100	64.8	72.8

④年齢別結果

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	結果判定 ※							フッ素塗布者 (フッ素塗布率)
				O1型	O2型	O3型	A型	B型	C1型	C2型	
2歳児	910	695	76.4	3	679	9	4	0	0	0	612(88.1)
2歳6か月児	897	652	72.7	2	631	9	6	4	0	0	568(87.1)
3歳児	908	630	69.4	1	598	12	13	4	1	1	553(87.8)

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

※(再掲)3歳6か月児健康診査受診者数914人 むし歯罹患率6.5%

⑤言語聴覚士によることばの相談状況

対象	相談数(人)	要支援者(人)
2歳児	83	38
2歳6か月児	41	32
3歳児	25	12
合計	149	82

⑥保健師・栄養士による個別相談状況

	保健師相談(人)	栄養士相談(人)
健康管理センター	65	45
西部保健センター	84	51
南部保健センター	58	39
合計	207	135

《考 察》

むし歯のない3歳児の割合は93.5%(3歳6か月児健診結果)であり、毎年増加している。

1歳6か月児健診において、ことばや社会性、行動面が要支援となった場合、2歳幼児歯科健診の受診機会を利用して言語聴覚士による面接相談を実施している。要支援者のうち2歳幼児歯科健診に未来所の場合は、児の発達状態を確認する2歳手紙を郵送し、保護者記入の上、返信してもらい児の発達状況を把握している。

そのほか、幼児歯科健診の場において、保健師相談を207人、栄養士相談を135人に実施した。今後も、幼児歯科健診で支援する予定の児を確実に支援できるように、多職種で連携を図り進めていきたい。

16. すくすく発達相談

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7%

《目 的》

乳幼児の成長及び発達に応じた適切な指導を保護者に行い、疾病等の異常を早期に発見することに努め、乳幼児の心身の発育及び発達を支援することである。

《内 容》

- ① 対象：母子保健事業において、専門医による発達相談・指導が必要、または保護者から希望があった乳幼児。
- ② 実施場所および回数：健康管理センター（年12回/各月1回）。定員は各回3名。
- ③ 内容：保健師による問診と必要時計測、医師による診察・相談が行われる。
（理学療法士・言語聴覚士による指導は、必要と判断される場合に行われる）

《実 績》

① 利用状況 (人)

年度	回数	相談実数	相談延数
令和元年度	11	19	21
令和2年度	10	16	18
令和3年度	11	19	21
令和4年度	11	12	19
令和5年度	12	21	34

※相談希望者のいない月は中止。

② 地区別利用状況 (人)

地区	実数
佐倉	3
臼井	2
志津	12
根郷	3
和田	0
弥富	0
千代田	1
計	21

③ 主な相談経路別利用状況 (人)

相談経路元事業	実数	相談経路元事業	実数
保健師紹介	1	幼児歯科健診	0
電話相談	5	新生児訪問	0
ことばの相談室	3	他機関からの紹介	0
乳児相談	0	親子教室	0
もぐもぐ教室	0	継続	10
1歳6か月児健診	1	その他	1
3歳児健診	0	計	21

④年齢別相談内容（実数）（人）

相談内容 年齢	運動発達	言語発達	社会性の 発達	身体発育	多動	その他	計
0～5 か月	0	0	0	0	0	0	0
6 か月～1 歳未満	2	0	0	0	0	0	2
1～2 歳未満	6	0	0	1	0	0	7
2～3 歳未満	1	4	2	0	0	0	7
3～4 歳未満	0	2	1	0	0	0	3
4～5 歳未満	0	0	0	0	0	0	0
5 歳以上	0	0	2	0	0	0	2
計	9	6	5	1	0	0	21

⑤相談内容別結果・終了者内訳（実数）（人）

初回相談 内容	相談件数 (実)	結果		終了者内訳				
		継続	終了	問題なし	医療機関 紹介	療育紹介	母子保健事 業で支援	その他
運動発達	9	2	7	3	2	0	1	1
言語発達	6	1	5	0	3	1	1	0
社会性の発達	5	0	5	1	1	0	1	2
身体発育	1	0	1	0	0	0	1	0
多動	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
計	21	3	18	4	6	1	4	3

《考 察》

相談件数（実数）は、令和4年度の約2倍となっている。前年度からの継続利用者も多く、ほぼすべての回で予約枠が埋まっていた。今後も、保育施設でのポスター周知や母子事業での紹介を通して事業を周知し、必要な方が相談につながるよう支援していきたい。

相談利用者年齢および相談内容から、2歳未満は運動発達、2歳以降は言語発達や社会性の発達についての相談が多い。相談内容に応じて小児神経医師、理学療法士、言語聴覚士、保健師が多角的視点で発達支援を行っている。専門職に相談ができ、多職種から家庭で実践できる具体的な方法が提案されることで、保護者の不安軽減につながるものとする。児の発達支援と親子の関わりの支援のための相談先として、今後も事業が必要とされるものとする。

また、必要時、医療機関への紹介状を発行するなど、相談から適切な支援につなげている。引き続き専門職間の連携に努めていき、児の発達と保護者の気持ちに寄り添った支援を行っていききたい。

17. ことばと発達 の 相談室

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

《目 的》

乳幼児とその保護者に対し、ことば、きこえ又は発達（社会性、行動面等）について個別に相談又は検査を実施し、問題点を総合的に把握した上で、必要な助言及び指導を行い、児のコミュニケーション能力の改善や、保護者の不安の軽減を図ることを目的とする。

《内 容》

- ①対 象 ことば、きこえ又は発達に関する何らかの相談を希望する就学前児及びその保護者
- ②方 法
 - ①相談室の利用を希望する場合には、ことばと発達の相談室申込書により申し込む。
 - ②祝日を除く月曜日から金曜日に、健康管理センターにて予約制の面接相談または電話相談を実施。
- ③実施内容 発達検査、言語検査、聴力検査等を実施し、助言及び指導を行う。
- ④周知方法 幼児健診等の母子保健事業、健康カレンダー、広報、ホームページ、ポスター等
- ⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等）

《実 績》

① 年度別来所者数 (人)

年 度	実 数	延数（うち保護者のみ）	新規申込者数	終了者数
令和元年度	526	2,578（一）	242	164
令和2年度	535	1,205（一）	195	138
令和3年度	570	1,741（81）	244	171
令和4年度	617	2,070（91）	254	183
令和5年度	592	2,358（101）	225	215

② 地区別来所者数 (人)

地 区	実 数	割合（%）
佐 倉	84	14.2
臼 井	93	15.7
志 津	287	48.5
根 郷	97	16.4
和 田	2	0.3
弥 富	4	0.7
千代田	25	4.2
合 計	592	100.1

③ 年齢別来所者数

年 齢	実 数	割合 (%)
0 歳児	6	1.0
1 歳児	52	8.8
2 歳児	96	16.2
3 歳児	127	21.5
4 歳児	130	22.0
5 歳児	181	30.6
合 計	592	100.1

④ 新規来所者の経路 (人)

経 路	実 数	割合 (%)
1 歳 6 か月児健康診査	6	2.7
2 歳児アンケート	2	0.9
3 歳児健康診査	38	16.9
4 歳児アンケート	8	3.6
5 歳児子育て相談	23	10.2
すくすく発達相談	4	1.8
幼児歯科健診	41	18.2
電話相談	90	40.0
その他	13	5.8
合 計	225	100.1

⑤ 相談内容 (重複あり) (人)

相談内容	延 数
ことばの発達	419
行動面	135
対人面、社会性	134
学習面	10
発音	55
口蓋裂	1
きこえ	9
吃音	23
視知覚認知	16
発達のばらつき	46
その他	26
発達の不安	3

※相談内容は1人に対して複数あり。

※「視知覚認知」とは、読み書きや図形、動くものを見るために必要な基礎的能力。

※「発達の不安」とは、種々の相談内容により相談を実施したが、継続支援とならなかった児。

⑥ 来所者の相談結果

(人)

継続	経過観察	終了						
			改善	問題なし	就学	転出	他機関利用	保護者の希望
345	32	215	22	9	149	7	2	26

※「継続」には年度内に一旦終了したが、再相談を行い、継続支援になったものが含まれる。

※終了者の内訳は、年度内来所者 150 人と年度内の未来所者 65 人を含む。

⑦ 電話相談

(人)

年 度	電話（延数）
令和 2 年度	466
令和 3 年度	372
令和 4 年度	482
令和 5 年度	404

※電話相談は申込者以外の相談も含む。

※令和 5 年度の電話相談は他機関からの相談 105 人を含む。

《考 察》

本年度は、新規申込者の相談内容は、低年齢児ではことばの遅れに関することが多く、3 歳児以降になるとことばの遅れのみではなく、行動面や社会性、発音や学習面などに変化し、就学後に影響を受けるような相談が増加する傾向にあった。これは、令和 3 年度より 1 歳 6 か月児健康診査と 3 歳児健康診査で、来所者全員に社会性の発達についてリーフレットを用いて啓発してきた結果、育てにくさを感じた時の相談先として本事業が認知され、利用につながったためと考える。

新規申込者の全数は、昨年度と比べると減少した。特に 1 歳 6 か月児健康診査と 2 歳児アンケートを経路とする者が減少した。これは、令和 4 年度から 1 歳 6 か月児健診受診して支援の対象とした家庭への集団指導の事業が新たに開始されたことや、児童発達支援サービスを早期から利用するなど、支援を受ける側のニーズが多様化していることが原因と考える。

近年、児童発達支援サービスを提供する新規事業所の開設が増加している状況もあることから、本事業と併用して利用している児もいる。本年度は 143 人であり、全体の約 24%であった。このことから、継続的に頻度高く利用できる児童発達支援サービスと本事業との役割分担を保護者に情報提供したり、併用者への支援のありかたについて検討する必要があると考えている。

18. 親子教室

根拠法令等	母子保健法第 10 条
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

（1）たんぽぽグループ

《目 的》

発達上何らかの問題を抱える児とその保護者に対し、集団及び個別に対応することで児の発達を支援するとともに、保護者の不安を軽減する。

《内 容》

- ① 対 象 母子保健事業においてにおいて、集団指導の必要性が認められた児とその保護者
 - ・たんぽぽグループ：他機関において継続的に集団指導を受けていない者
 - ・ほめ★そだ教室：1 歳 6 か月児健診において保護者に育児負担感があり、児への関わり方等について支援が必要な者
- ② 方法 親子教室を利用しようとする者は、初回の参加前に申込書を提出する。
 - ・たんぽぽグループ：月 1 回、健康管理センターで実施。12 回実施。
定員 10 組。
 - ・ほめ★そだ教室：月 1 回、西部保健センターで実施。欠席者多数のため 12 月は中止とし、11 回実施した。定員 8 組。
- ② 実施内容
 - ・たんぽぽグループ：集団遊び、子どもへの関わり方の指導、参加者同士の交流
 - ・ほめ★そだ教室：保育士による親子遊びの指導、公認心理師による児への関わり方の講義・グループワーク（託児）
- ③ 参加期間
 - ・たんぽぽグループ：最長で 1 年までとし、年度途中でも随時申し込み可能。
 - ・ほめ★そだ教室：初回参加から全プログラム（6 回）。
- ④ 担当職種 言語聴覚士、保健師、保育士（外部に依頼）、公認心理師（外部に依頼）

《実 績》

年度別参加組数

年度	たんぽぽグループ			ほめ★そだ教室		
	実施回数	実数（組）	延数（組）	実施回数	実数（組）	延数（組）
令和元年度	11	22	93	—	—	—
令和 2 年度	2	5	7	—	—	—
令和 3 年度	7	8	25	—	—	—
令和 4 年度	11	9	34	11	13	50
令和 5 年度	12	12	49	11	6	29

《考 察》

たんぽぽグループについては、発達上何らかの問題を抱える児に対して関わり方が分からないなど子育てに自信が持てない保護者への支援を行っている。また、集中できる遊びに偏りがあったり、集団参加に慣れにくい児については、対応方法を助言することにより保護者が育てにくさを感じたときに対処できるよう支援している。遊びの内容については、保護者が家庭で実践できるよう、新聞紙や段ボール、ペットボトルなどの日用品を利用したものを紹介した。また、指導した遊びを保護者が家庭で実践した様子について、保護者同士で情報交換することにより、学んだ内容を積極的に家庭で取り組もうとする保護者が多く見られた。

市内幼稚園における未満児保育の利用、共働き家庭の増加によりグループへの参加が難しいなど、児とその保護者に必要な支援が行き届かないことも多くあった。令和5年度中に終了となった10組のうち、最長での参加期間の1年間が経過したため終了したものは2組であった。4組については、児童発達支援サービスや未満児保育の利用が開始されたため1年を経過せずに終了となった。今後は、これらの児に対する支援の方法や本事業の役割等について検討が必要である。

ほめ★そだ教室については、令和4年度より新規グループとして実施した。当グループは、保護者に育児負担感があり、児への関わり方等について丁寧な支援が必要な保護者と児を対象とした。事業の内容を、保育士による親子遊びの指導と公認心理師による児への関わり方の講義とグループワーク、保健師による個別の育児支援、言語聴覚士による発達支援とした。多職種による効果的な支援や様々な専門職からの個別的な支援により、保護者が育てにくさを感じたときの相談先として母子保健事業や専門職の存在を周知することができた。また、本事業への参加終了後に個々の状況に合った他の母子保健事業や関係機関等の支援に適切につなげることができた。

令和5年度については、参加者数の減少が顕著であったため、今後は本事業の対象者や周知方法について検討が必要である。

(2) ひまわりグループ

《目 的》

発達上何らかの問題を抱える児に対し、社会生活をよりスムーズに送るためのスキルを身に付けられるよう支援を行うことで、現在の所属先や就学先における不適応をできる限り予防・軽減する。

《内 容》

- | | |
|--------|--|
| ①対 象 者 | 以下の条件をすべて満たす児 <ul style="list-style-type: none">・ことばと発達の相談室において集団指導の必要性が認められた児・5歳児（年長児）・保育園、幼稚園などの集団に所属している児 |
| ②方 法 | ・各グループ毎月1回、健康管理センターにて実施 <ul style="list-style-type: none">・1グループ定員9組とし、令和5年度は4グループを編成 |
| ③実施内容 | 集団活動（発表、ゲーム、制作等）、記録用紙を用いた保護者との認識の共有 |
| ④参加期間 | 就学前の1年間（ただし、定員に空きがある場合は年度途中からの参加も可能） |

⑤担当職種 言語聴覚士

《実 績》

ひまわりグループ 年度別参加組数

年度	実施回数	実数（組）	延数（組）
令和元年度	11	15	147
令和2年度	9	15	110
令和3年度	11	27	235
令和4年度	12	16	135
令和5年度	12	32	302

《考 察》

令和4年度までは、他機関で集団指導を受けていない児を対象としていたため、本事業での指導により児の問題が改善される可能性があるにも関わらず、対象外となった児がいた。そのため、令和5年度は他機関でソーシャルスキルトレーニングを受ける機会のない児を対象とした。これらの児が参加することによる事業の運営上の問題は見られず、参加児にも効果的な指導を実施できた。

令和5年度は、保護者向けに本事業の目的や家庭での効果的な関わり方等を記載したワーク形式のリーフレットを毎月配布した。保護者が取り組んだワークの内容について、ことばと発達の相談室の個別相談担当者と振り返ることにより、児の問題行動に対する適切な対応方法を指導することができた。

19. 5 歳児子育て相談

根拠法令等	母子保健法第 10 条
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

《目 的》

5 歳になる児の保護者に対して児の発達状況の確認を促し、発達の問題について啓発を行うことで、円滑に就学期を迎えられるよう適切な支援につなげることを目的とする。

《内 容》

①対 象 5 歳を迎える児及びその保護者

②方 法 〈面接相談〉会 場 健康管理センター、西部保健センター

実施月 指定日：令和 5 年 5 月～10 月（月 3 回）

指定日外：令和 5 年 5 月～12 月

回 数 指定日：18 回中 12 回実施（1 回 1～3 組）

指定日外：13 回（1 回 1 組）

〈電話相談〉会 場 健康管理センター（祝日を除く月曜日から金曜日に随時実施）

③実施内容 〈面接相談〉保護者聴取と、児の発達状況を確認する簡易的な検査を実施し、必要に応じて助言を行う。利用は 1 人につき 1 回限りで、時間は 30 分程度。児の発達状況の精査や継続的な支援が必要な場合は、「ことばと発達の相談室」の利用、「すくすく発達相談室」の相談等を勧奨する。

〈電話相談〉保護者が電話での相談を希望する場合、電話にて児の状況を聴取し、必要に応じて助言を行う。

④周知方法 対象児全員に「5 歳児子育て相談のご案内」を送付

市のホームページに掲載

市内の保育園・幼稚園・認定こども園にポスターの掲示を依頼

⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、保健師、栄養士、歯科衛生士等も従事する場合あり）

《実 績》

①年度別利用者数

（人）

年度	案内対象数	利用実数	相談方法の内訳		支援あり	支援なし
			面接相談	電話相談		
令和元年度	—	42	27	15	29	13
令和 2 年度	—	52	34	18	39	13
令和 3 年度	—	68	43	25	46	22
令和 4 年度	—	63	41	22	46	17
令和 5 年度	869	45	38	7	23	22

②利用者の相談内容 (人)

相談内容	延数
ことばの発達	22
行動面	12
対人面、社会性	17
学習面	16
発音	26
吃音	1
視知覚認知	8
発達のばらつき	0
その他	7

※相談内容は複数選択可能。

③支援なしの内訳 (人)

理由	実数
継続支援の必要なし	8
発音の相談について経過観察	8
継続支援の希望なし	5
他機関管理	1

《考 察》

令和5年度の5歳児子育て相談では、実施日を指定していた18回（予約枠数54）のうち、12回を開催し、計25件の相談があった。また昨年度同様、指定日に来所することが困難な場合や、やむを得ない事情により指定日の相談が中止となった場合は、指定日外であっても相談を実施できる体制を整えた。その結果、令和5年度は指定日外の日程で計13件の相談に対応することができた。

電話相談の機会を設けているが、相談件数は減少し、主に面接相談での対応となった。理由は、令和4年度以前の電話相談の内訳と関係があると考えられる。令和4年度以前の電話相談には、ことばと発達の相談室の利用を中断していた市民からの再相談が一定の割合で含まれていた。しかし令和5年度は、ことばと発達の相談室の利用中断者に対しては、発達支援の再開について個別に希望を確認していたため、再相談のきっかけとしては5歳児子育て相談が活用されなかったと推測される。ことばと発達の相談室の利用を中断している市民からの再相談のニーズを把握する手段として、5歳児子育て相談の実施がどの程度有効であるかについては、今後さらに検討を行いたい。

令和5年度は、5歳児子育て相談の案内文の内容について見直しを行った。これまでは、保護者が我が子の発達上の課題を具体的に認識できることを重視していたが、令和5年度は、保護者が我が子の発達について確認しつつ、前向きな気持ちで就学後の見通しを持つことができるよう表現を工夫した。今後も、事業の利用者の目線に立って、より適切な方法で事業の啓発や案内を行うよう努めたい。

20. ママ・パパこころの相談

根拠法令等	母子保健法 第9条、第10条、第22条 成育基本法 第5条、第6条、第13条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

《目 的》

妊娠中及び子育て期にある母親と父親（パートナー）の不安やストレス、心の悩み等について心理専門職が相談に応じることにより状況の改善を図り、安定した心の状態で育児にあたることができるよう支援する。

《内 容》

- ①対 象 市内に住所を有する妊婦とその配偶者（パートナー）・18歳未満の子を持つ保護者（本人及び本人に関する家族等）
- ②実施場所及び回数 健康管理センター（12回） 西部保健センター（12回） 各定員3家庭
- ③内 容 公認心理士による個別相談（年度内3回まで相談可能）
※相談時に希望があれば託児を行う
- ④従事者 公認心理士・保健師・看護師

《実 績》

① 相談実績

	回数	実（人）	延（件）	母単独 （延）	父単独 （延）	父母 （延）
令和3年度	23	34	49	49		
令和4年度	24	34	56	50	4	2
令和5年度	23	36	60	40	6	14

※令和4年度より父親（パートナー）を対象に含めたため、事業名を「ママのこころの相談」から「ママ・パパこころの相談」に変更した。

②主な相談内容と支援状況

（件）

年度	相談 件数	主な相談内容（％）					相談結果	
		育児	健康	家族関係	経済／ 生活勤労	その他	終了	継続
令和3年度	49	30 (61.2)	4 (8.2)	14 (28.6)	1 (2.0)	0	11	38
令和4年度	56	31 (55.4)	5 (8.9)	20 (35.7)	0	0	15	41
令和5年度	60	21 (35.0)	7 (11.7)	32 (53.3)	0	0	14	46

《考 察》

成育基本法で父親も支援の対象であると位置付けられたため、令和4年度から父親（パートナー）を相談対象に追加している。令和5年度は父母で来所した件数が7件、延14人となり、昨年度に比べて増加した。そのため、主な相談内容の内訳である「家族関係」が昨年度よりも17.6ポイント増加した。

父母で来所する場合、母の育児負担を父に理解してほしいという内容が多かった。カウンセラーが父母での来所を勧めており、お互いの気持ちの共有を促している。また、相談総数60件のうち76.7%が相談継続となっており、カウンセラー相談後も継続的に保健師が関わることで、安定した心の状態で育児にあたることができるよう支援している。

予約がすぐに埋まりやすいという課題があるが、他部署で実施しているところの相談事業を把握し、タイムリーな相談ができるよう相談希望者に周知した。次年度も相談希望者が必要な時期に相談することができるよう、体制を整えていきたい。

21. 健康教育・健康相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・近所に育児について話し合える友人のいる保護者の割合 65.8% → 84.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%

《目 的》

保健センターや各地区での集まり等で母子を対象に、育児や健康管理について正しい知識の普及を図ると共に、育児相談に対応し、もって子育て支援の一助とする。

（1）地区の集まりにおける健康教育

《内 容》

児童センターや地区組織から依頼され、保健師、栄養士、歯科衛生士が実施する健康教育。食事、災害の備え、妊婦体験、感染症対策、離乳食について、生活リズム、夜泣きについて、乳児期のコミュニケーションと発達、幼児期の食生活について、以下の施設から依頼があった。

佐倉地区：佐倉老幼の館

臼井地区：臼井老幼の館、子育て支援センター

志津地区：志津児童センター、北志津児童センター、ユウカリハローキッズ

根郷地区：南部児童センター、馬渡保育園

《実 績》

実施状況

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
佐倉	8回	173人	0回	0人	3回	52人	3回	35人	2回	34人
臼井	2回	47人	1回	6人	5回	51人	3回	64人	3回	20人
志津	11回	208人	0回	0人	4回	40人	6回	151人	6回	102人
根郷	6回	197人	0回	0人	0回	0人	2回	34人	6回	74人
和田	2回	32人	0回	0人	0回	0人	0回	0人	0回	0人
弥富	1回	13人	0回	0人	0回	0人	0回	0人	0回	0人
千代田	3回	33人	0回	0人	0回	0人	0回	0人	0回	0人
全市	33回	703人	1回	6人	12回	143人	14回	284人	17回	230人

（2）健康教育に伴う健康相談

《内 容》

地区の集まりにおける健康教育の終了後に希望者に育児相談を実施。

佐倉地区：佐倉老幼の館

臼井地区：臼井老幼の館、子育て支援センター

志津地区 : 志津児童センター、北志津児童センター、ユーカリハローキッズ
 根郷地区 : 南部児童センター、馬渡保育園

《実 績》

年度別実施状況 (人)

年度	妊産婦	乳児	幼児	その他	合計
令和元年度	8	99	64	26	197
令和2年度	0	8	4	14	26
令和3年度	0	31	20	21	72
令和4年度	0	44	38	51	133
令和5年度	0	95	22	42	159

(3) 妊娠前からの健康づくり教育（プレコンセプションケア）

《目 的》

将来、希望した時に自然妊娠ができる健康的な身体づくりに向け、実践できる具体的な情報を提供することにより、自身の健康情報を把握・管理し、積極的に取り組むことができる。

《内 容》

○周知啓発活動

《実 績》

- ・啓発コーナーの設置：1回 佐倉市役所1号館ロビー
- ・成人式での資料配布を実施

(4) 保育園・幼稚園における歯科健康教育

《内 容》

- ① 対 象：園児
- ② 実施内容：第一大臼歯のむし歯予防についての健康教育

《実 績》

年度別実施状況 (人)

年度	実施回数	保育園 (認定こども園含む)	幼稚園	合計
令和元年度	40回	1,167	718	1,885
令和2年度	0回	0	0	0
令和3年度	22回	393	0	393
令和4年度	29回	457	0	457
令和5年度	31回	483	0	483

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

《考 察》

昨年度よりも集団健康教育の回数と実施人数ともに増加しているため、感染症対策を行っていた頃から集団教育の場面が戻りつつあると思われる。

妊娠前からのケアを意味する「プレコンセプションケア」についての啓発展示も、若い時からの健康意識を高めていくことは、生涯にわたってより質の高い生活を送ることにもつながるため、今後も、プレコンセプションケアの必要性について思春期の健康づくりと併せて啓発を進めていきたい。

22. 出産・子育て応援事業

《目 的》

国の令和4年度第2次補正予算に「出産・子育て応援交付金」が盛り込まれ、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・育児ができることを目的として、妊婦・0～2歳の子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施することとなった。佐倉市では令和5年1月30日に事業を開始。

《内 容》

① 伴走型相談支援

- ・子育て世代包括支援センター等が妊婦・子育て家庭に対して、切れ目なく寄り添う支援を行う。
- ・妊娠届出時の面接と出生後（新生児訪問）の面談に加え、電話相談や育児相談、教室などを通して随時相談できる体制としている。
- ・子育てガイドを手交し、妊娠・出産・育児期に利用できるサービスや手続きの案内、相談機関や地区担当の紹介を行う。
- ・妊娠7か月頃に産前産後に利用できる事業等の案内とアンケートを郵送し、オンラインで回答してもらう。アンケートで面談を希望すると回答した妊婦には、妊娠8か月頃に面接を実施。

② 経済的支援

- ・妊娠届出時に妊婦に出産応援給付金として5万円相当、出生後に児1人に対して養育者に子育て応援給付金5万円相当の経済的支援を行う。現金給付。
(支給までの流れ)
- ・令和4年4月から事業開始日までの遡及対象者については郵送にて個別通知により周知。期限までに申請のない場合には、再度通知や電話勧奨を行う。
- ・事業開始日以降の対象者は、妊娠届出面接時に出産応援給付金申請書を、新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）時に子育て応援給付金の申請書を配付。
- ・申請書類をもとに審査し、交付（不交付）決定の通知を対象者に行い、概ね1か月程度で指定口座に給付金を振り込む。

《実 績》

① 伴走型相談支援

	妊娠7か月 アンケート発送数	回答数	回答率 (%)	妊娠8か月 面接実施数	後期電話 実施数
令和4年度	128	79	61.7	9	602
令和5年度	709	370	52.2	29	531

- ・妊娠7か月アンケートで妊娠8か月面接を希望者に面接を実施。
未回答者については、後期電話（妊娠8か月時）で支援をしている。
- ・妊娠8か月面接は令和5年7月から、地域子育て支援拠点に事業委託をしている。
委託後実施25件、委託前直営実施4件

② 経済的支援

(人)

	出産応援給付金		子育て応援給付金		合計
	遡及妊婦	妊婦	遡及対象児	対象児	
令和4年度	886	38	550	4	1,478
令和5年度	202	796	108	699	1,805

遡及妊婦：令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母または妊娠届出した妊婦

妊婦：事業開始日以降に妊娠届出をした妊婦

遡及対象児：令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児

対象児：事業開始日以降に出生した児

※遡及妊婦及び遡及対象児の申請は令和6年2月29日までで終了

《考 察》

伴走型相談支援については、妊娠届出時の面接と出生後（新生児訪問）の面談に加え、電話相談や育児相談、教室などを通して随時相談できる体制としている。

令和5年7月より「妊娠8か月面接」については地域子育て支援拠点への事業委託を開始した。地域に身近な場での交流・相談機関を妊娠期から利用することで、育児への具体的なイメージをもち安心して妊娠・出産・育児に臨めるのではないかと考えられる。

経済的支援については、申請したものの全員へ支給を完了している。未申請者への勧奨や転入者への案内なども行い、申請漏れのないように支援を行っている。今後も速やかな支給に努めていきたい。

すべての母子が安心して妊娠期から子育て期を過ごせるように引き続き経済面の支援及び相談できる体制づくりに取り組んでいく。